第１節　基礎率

変更後		変更前	
標準掛金および数理債務の算定に用いる基礎率は、規則第４３条に基づき、以下に留意して設定する。 １．基礎率の設定 (1)基本的な考え方 基礎率は、実績および将来の見通しに基づいて定めるものとする。掛金計算、債務評価に必要と考えられる基礎率を織り込むこと。 将来の見通しを反映させる場合、掛金の低下する方向への補整は原則として行わないものとするが、過去の実績により算定された基礎率により算出された掛金が必要以上に高いと判断できる根拠が明示できる場合はこの限りではない。 (2)各基礎率の相互関係について 各基礎率は相互の関係に充分留意して設定する。 ２．基礎率の見直し時期について 財政計算毎に定めることを原則とするが、前回の財政計算において定めた基礎率のうち、継続して用いることが適切な場合についてはこれを継続して用いることができる。 ただし、予定利率については下限予定利率を下回っていないこと。また、予定死亡率については全年齢で、規則第４３条に定める範囲内に収まること。 〔基礎率を継続して用いることが適切である場合の例示〕 ・予定利率の算定において、設定根拠となる、積立金の運用収益の長期の予測（以下「長期的期待収益率」という）やリスクに大幅な変化がない場合 ・基礎率を見直した結果、変更前後で大幅な変化がない場合 ・加入者数が少なく、基礎率を洗替えることが必ずしも信頼性のある基礎率算定に繋がらない場合であり、財政運営上、問題がないと考えられる場合 等 ３．その他留意事項 (1)予定利率 規則第４３条に基づき事業主等が決定していることを確認すること。	・簡易な基準を使用する場合は、予定利率、予定死亡率のみを使用する。ただし、指標を用いている場合は、指標の予測を基礎率として使用する。 （「第８節　簡易な基準」参照） ・掛金率を上昇させる方向への将来の見通しを基礎率に設定する場合であっても、事業主等から提示された根拠に基づき、その妥当性を勘案しつつ、基礎率を設定すること。 ・予定死亡率、予定利率は、基準死亡率、下限予定利率が変更になり、規則第４３条に定める範囲内に収まらなくなっても次回財政再計算まで見直す必要はない。 ・予定利率は原則として長期的期待収益率を上回らないものと考えられるが、上回る場合でも、予定利率がリスク充足額等に照らして適切な水準である、その他合理的な理由により設定されたものであること。 以下のケースにおいては、その影響	標準掛金および数理債務の算定に用いる基礎率は、規則第４３条に基づき、以下に留意して設定する。 １．基礎率の設定 (1)基本的な考え方 基礎率は、実績および将来の見通しに基づいて定めるものとする。掛金計算、債務評価に必要と考えられる基礎率を織り込むこと。 将来の見通しを反映させる場合、掛金の低下する方向への補整は原則として行わないものとするが、過去の実績により算定された基礎率により算出された掛金が必要以上に高いと判断できる根拠が明示できる場合はこの限りではない。 (2)各基礎率の相互関係について 各基礎率は相互の関係に充分留意して設定する。 ２．基礎率の見直し時期について 財政計算毎に定めることを原則とするが、前回の財政計算において定めた基礎率のうち、継続して用いることが適切な場合についてはこれを継続して用いることができる。 ただし、予定利率については下限予定利率を下回っていないこと。また、予定死亡率については全年齢で、規則第４３条に定める範囲内に収まること。 〔基礎率を継続して用いることが適切である場合の例示〕 ・予定利率の算定において、設定根拠となる保有資産の期待収益率やリスクに大幅な変化がない場合 ・基礎率を見直した結果、変更前後で大幅な変化がない場合 ・加入者数が少なく、基礎率を洗替えることが必ずしも信頼性のある基礎率算定に繋がらない場合であり、財政運営上、問題がないと考えられる場合 等 ３．その他留意事項 (1)予定利率 規則第４３条に基づき事業主等が決定していることを確認すること。	・簡易な基準を使用する場合は、予定利率、予定死亡率のみを使用する。ただし、指標を用いている場合は、指標の予測を基礎率として使用する。 （「第８節　簡易な基準」参照） ・掛金率を上昇させる方向への将来の見通しを基礎率に設定する場合であっても、事業主等から提示された根拠に基づき、その妥当性を勘案しつつ、基礎率を設定すること。 ・予定死亡率、予定利率は、基準死亡率、下限予定利率が変更になり、規則第４３条に定める範囲内に収まらなくなっても次回財政再計算まで見直す必要はない。

変更後		変更前	
	について事業主等に助言を行うことが望ましい。 ・資産構成のリスクが異常に大きく、財政運営上の支障が予想される場合 ・予定利率が直近の実勢利回り（直近の長期国債利回り等）を大幅に上回っている場合 予定利率を設定する際に検討すべき事項として、事業主等に以下の助言を行うことが望ましい。 ・長期的期待収益率及び下限予定利率との整合性 ・設定した予定利率の年金財政への影響 ・適用後の決算時における利差損益の動向 ・長期的期待収益率とリスクとの整合性 ・その他、年金財政への影響が大きいと思われる事項 ・財政計算で設定できる予定利率の下限は、年度単位で変更となるため、3月31日付で財政計算を行う場合は、旧年度の下限予定利率に基づくこととなる。新年度の下限予定利率を用いて財政計算を行いたい場合は計算基準日を4月1日付とすることが考えられるが、この場合において、3月31日付の人員データ・資産データをそのまま4月1日のものとみなしても支障がないと考えられる場合には、3月末データを用いて基準日のみ4月1日とし、新年度の予定利率を用いて財政計算を行うことが考えられる。		
・給付の区分に係わらず同一の予定利率を設定することが考えられる。ただし、資産が別々に管理・運用されている場合で資産構成に違いがある、又は、資産の運用方針に違いがあるなど合理的な理由があればそのような取扱いとはしないことも可能。	・例えば退職金の移行部分と加入者拠出を伴う退職金の外枠部分等に異なる予定利率を適用する場合には、合理的な理由が必要。また、実際の運用資産を分別管理することまでは必要ないものの、形式上は分けられていることが必要と考えられる。		
・予定利率の設定については、財政計算時に長期的期待収益率に基づいて合理的に定める必要があり、以後の財政検証においてはその予定			

変更後		変更前	
利率を用いるものである。従って、年金受給者の債務評価において、当該年金受給者の年金原資を積み立てた時点の利率を用いるものではない。 ・ただし、成熟度の上昇に従って政策的資産構成割合の見直しを予定している場合など、合理的な理由がある場合には、予定利率を年金支給開始年齢の前後で変えることも可能。またこの場合においても、支給開始年齢前後の予定利率はいずれも下限予定利率を下回ってはならない。			
(2)予定死亡率 使用する予定死亡率は、性別及び年齢に応じた死亡率として厚生労働大臣が定める基準死亡率を基に定める。 ・死亡の実績及び予測に基づき、「加入者」、「加入者であった者又はその遺族（障害給付金の受給権者を除く）」及び「障害給付金の受給権者（加入者を除く）」の区分に応じ、規則第４３条に規定の範囲内で定めた率を基準死亡率に乗じたものとすることができる。	・基準死亡率の改正に伴う予定死亡率の見直しは、改正後基準死亡率の適用日以降を計算基準日とする財政計算から適用することを原則とする。ただし、適用日前に先行して予定死亡率に改正後基準死亡率を用いることも可。 ・一定率を乗ずることにより、将来の死亡率の低下を見込むことができる。 ・加入者について、過去３年間の実績により業務上の事故率が著しく高いこと等が実証された場合には、その実績及び将来の見通しに基づいて一定率を乗じて得た率とすることができる。 ・基準死亡率が改正された場合などにおいて従前の死亡率に一定率を乗じた率と改正後の死亡率のいずれか低い方の率を用いる場合等、合理的な理由があれば必ずしも全年齢において同一の乗率を使用しなくとも良いと考えられる。 ・令第23条第3項の規定に基づく額の遺族給付金の支給を行う場合は、死亡率を０を上回るように実績等に基づいて合理的に見込むこと。この場合にも規則第43条の定めに留意すること。	(2)予定死亡率	・令第23条第3項の規定に基づく額の遺族給付金の支給を行う場合は、死亡率を０を上回るように実績等に基づいて合理的に見込むこと。なお、この場合にも規則第43条の定めに留意すること。
・財政上特段の支障がないと判断される場合には、男子、女子いずれか、あるいは男女の率を合理的に合成した予定死亡率を使用することができる。	・年金受給者になると予測される者が、男子に偏ると見込まれる場合、男子の死亡率を使用することができる。	財政上特段の支障がないと判断される場合には、男子、女子いずれか、あるいは男女の率を合理的に合成した予定死亡率を使用することができる。	

変更後		変更前	
(3)予定脱退率 ・予定脱退率は、原則として直近３年以上の加入者の脱退実績及び将来の見通しに基づいて算定する。 ・予定脱退率は、例えば年齢別に定めることとし、全てのグループ区分・給付区分を合算して定める方法やグループ区分別・給付区分別に定める方法等が考えられる。 〔算定期間〕 ・予定脱退率は原則として直近３年以上の加入者の脱退実績に基づいて算定する。 ・異常年度の脱退実績の全てを使用しない等の処理をする場合等、必ずしも連続した期間を用いるとは限らない。 ・異常脱退の実績が把握できる場合は、当該脱退データのみ除外しても可。 〔除外データ等の抽出〕 ・事業所脱退データについては、その恒常性又は異常性から判断して、算定基礎データより除外する等、必要に応じて行う。 ・再加入者の取扱いにおいても算定基礎データより除外する等適宜処理する。 ・過去に定年延長があり、あるいは現在定年延長中の場合、旧定年の脱退データの影響は排除する等、必要に応じて行う。 ・算定期間内に限った特殊要因は脱退データより除外する。 〔粗製脱退率の算定方法〕 ・死亡脱退者の取扱いは次のいずれかの方法により算定する。 ・内枠方式 死亡脱退者を含む脱退者の実績に基づいて算定した脱退率から予定死亡率を控除する方法。 予定死亡率を控除した結果が負となる年齢がある場合、その年齢における予定脱退率は０（ゼロ）とする。 ・外枠方式 死亡脱退者を除く脱退者の実績に基づいて算定した脱退率を予定脱退率とする方法。	・同一グループ区分・同一給付区分であっても、明らかに性質の異なる集団が共存している場合は、区別して、算定することができる。 ・区別したことにより少数集団となる雇用形態の異なる集団については、合算して算定することができる。 ・障害による脱退率を使用する場合も左記の考え方に準じる。 （除外の例示） ・実施事業所の全部又は一部が、希望退職者の募集を行った場合 ・恒常的ではない会社都合による退職・関連会社への転籍による脱退者 ・災害による離職者 （除外方法の例示） ・対象者を除外する。 ・対象年度を除外する。 ・外枠方式の場合には死亡脱退者を把握していること。		

変更後		変更前	
・年齢毎の母数が少数の場合、連続した複数の年齢による集団を作成し、粗製脱退率を求めることもできる。	（例示） ・５歳幅毎の粗製脱退率等		
〔補整脱退率の作成・粗製脱退率の補整方法〕 ・統計資料の偶発的な要素や変動を排除し、当該制度の脱退傾向を示す率として、凹凸の少ない滑らかな曲線となるように粗製脱退率を補整することができる。	（例示） ・移動平均法による補整 ・グレヴィルの補整式による方法		
・特異な年齢における脱退についても、年金財政の健全性を考慮し、補整を行う。	（特異な年齢における脱退の例示） ・２以上の事業所で実施している確定給付企業年金の事業所毎に異なる定年年齢による定年事由の脱退 ・総合型確定給付企業年金における65歳以上の脱退 （特異な年齢における補整方法の例示） ・粗製脱退率を用いる		
・実績脱退率の水準、傾向、安定性又は将来の動向（見込み）等を考慮して、年金財政の健全性の観点から必要と認める場合は、脱退率の割（増）掛け等により補整することができる。	次に該当する場合には、割掛けの必要性を検討することが考えられる。 （例示） ・脱退実績が減少傾向にある場合 ・脱退実績が不安定な場合		
・年齢別に異なる率により割（増）掛けを行うことができる。	・割（増）掛けの率は当該期間の脱退率の水準及び将来の見通し等を考慮して算定することが考えられる。		
・掛金率が低下する方向への割（増）掛けは原則として行わないこととする。	・実績により算定した予定脱退率が、明らかに不適切であると判断される場合については、掛金率が低下する方向への割（増）掛けを行うことができる。		
〔最終年齢までの予定脱退率の算定〕 ・最終年齢までの脱退率を実績に基づき算定できないときは、年金財政の健全性を考慮したうえ、使用できる実績値を基礎とし、これを補外法等により最終年齢まで延長した数値を予定脱退率とする。	（例示） ・定年延長を行ったとき 〔補外法等の具体例〕 ・使用できる実績値の傾向に基づいて延長する。 ・最終実績値をそのまま延長する。 ・０とする。		
〔異例処理〕 ・直近３年以上の加入者の脱退実績が予定脱退率算定の基礎データとして不適当な場合。 →従前の予定脱退率を使用することができる。	（例示） ・当該期間において、連続的に人員整理等の特異な脱退があり、その対象者の区別がつかない場合		

変更後		変更前	
年金財政の健全性より、従前の予定脱退率に割掛け等をすることができる。 ・複数の事業所で実施している確定給付企業年金の一部事業所で、会社設立後の日が浅く使用すべき実績がない場合又は、火災等により過去の記録の入手が困難な場合。 →当該事業所を脱退率の算定基礎から除外することができる。 ・予定脱退率算定にあたっては、予定昇給指数、予定新規加入者、数理上の定年年齢等の他の諸要素を総合的に勘案、検討のうえ定め、年金財政の健全性、継続性を図る。 (4) 最終年齢 最終年齢は、年金支給開始年齢や定年年齢などを参考にして決定することが考えられる。定年制の有無を参考にする場合は、以下のような方法がある。 ①定年制がある場合 ｱ)・定年前後の加入者の実態がないとき ・定年前の加入者数に比べて定年後の加入者数が少数であってかつその実態が例外的事例として無視できるとき →定年年齢を最終年齢とする。 ｲ)・定年前の加入者数に比べて定年後の加入者数が多数であるとき ・少数であってもその実態が定常的なものとして無視できないとき →定年後の加入者の実態を考慮して最終年齢を定める。 ｳ)勤務延長制、再雇用制等については、その実態を考慮したうえ、前記ｱ),ｲ)に準じて取り扱う。 ②定年制がない場合又は２以上の事業所で確定給付企業年金を実施していて各企業により定年制が異なる場合 ｱ)高齢における加入者数が多数であって、実績に基づき脱退率を算定できるときは、財政の健全性を考慮したうえ、実績値を使用できる範囲で最終年齢を定める。	（例示） ・年金支給開始年齢 ・脱退率が算定できる最終の年齢 ・ｆｚ 方式 〔ｆ$_z$方式〕 $f_z = \dfrac{\sum_{x=z+1} l_x}{L_z}$ とし、 $z + f_z$ を最終年齢とする。 （記号） ・ｚ　：定年年齢 ・l_x ：ｘ歳加入者数 ・L_z ：l_z 又は l_z ～ l_{z-A} の平均値（１≦Ａ≦４） （注意） ・主として実績値に規則性が認められない場合に使用する。 ・f_z の算定上十分な実績値があるか留意する。 ・f_zの端数は、財政上の安全を考慮して処理する。 ・実績に基づき脱退率を算定できるときとは、十分な実績値があり、脱退率を算定することが意味をもつ場合。		

変更後		変更前	
㇐)高齢における加入者数が少数であって、実績に基づき脱退率を算定できないときは、年金支給開始年齢を最終年齢とする。ただし、年金支給開始年齢を最終年齢とすることが財政上の観点から不適当と認められるときは、財政上安全と認められる年齢を最終年齢とする。	（例示） ・総合型確定給付企業年金で、最終年齢を65歳とする。 ・総合型確定給付企業年金以外の制度で、主力企業の定年年齢を最終年齢とする。 ・総合型確定給付企業年金以外の制度で、各企業の定年年齢のうち、最高年齢を最終年齢とする。		
③最終年齢を超える現在加入者の取扱い ・最終年齢を超える現在加入者については、計算基準時点以降1年以内に全員脱退するものとして給付現価及び収入現価を算定する。			
(5) 昇給指数（予想昇給率） ・昇給指数（予想昇給率）は、給与（あるいはこれに類するもの）に関して定めるものである。 ・以下、将来の給与水準の変動を「ベア」と言う。また、ベアを見込まない場合の昇給指数（予想昇給率）を「静態的昇給指数」と言う。			
〔ベアの反映〕 ・昇給指数（予想昇給率）に将来のベアを反映させる場合には、事業主等から提示されたベアに関する将来の見通しを基礎に行うものとする。 なお、昇給指数（予想昇給率）に見込むベアの水準については、長期的視点に立ったものであることに留意すること。	・例えば、予定利率を上回るベアの見込みは、実施事業所における人事施策上の計画などの明確な根拠により短期間に限定して行う以外は不可。 また、負のベアの見込みは不可。		
・ベアに起因する過去の昇給差損の発生状況が財政上軽視できないものと判断され、今後も同程度以上のベアの発生が見込まれる場合には、昇給指数（予想昇給率）にベアを見込むことが望ましい。ただし、当不足金について将来的に事後償却が可能であると事業主等が判断した場合には、この限りではない。	・特に、給付設計が最終給与比例制の場合には留意が必要である。		
・ベアを見込むことにより、これを見込まない場合に比して掛金率が低下する場合には、財政の健全性の見地より原則として見込まないこととする。	・ベアの見込みが明確な根拠によるものである場合にはこの限りではない。		
・将来加入者に係る給付現価、給与現価を算出するに当たって使用する加入時給与及び加入後の昇給率にベアを見込む場合には、昇給指数（予想昇給率）でのベアの見込みと整合性を図りつつも財政の健全性に留意して行うこと。			

変更後		変更前	
・ベアを見込んだ昇給指数（予想昇給率）を算定する方法としては、静態的昇給指数を予め算定しこれにベアを考慮する方法が考えられる。	（例示）静態的昇給指数を基礎に算定する方法 $B_x = B_{x-1} \times J_{x-1} \times (1 + ベア率)$ B_x：x 歳での昇給指数（予想昇給率） J_x：x 歳での静態的昇給指数による昇給率		
〔昇給指数（予想昇給率）の変更時期〕 ・昇給指数（予想昇給率）の見直しは、財政再計算、法改正による標準報酬の上下限額の改定時（基準給与に「標準報酬月額」を使用する場合）などに、財政の健全性に留意の上で適宜実施すること。	・財政再計算時に、従前のベアの見込みが将来の見通しに沿わない等の理由によりこれを変更することができる。 なお、ベアの見込みのみを変更することも可。		
〔その他〕 ・昇給指数（予想昇給率）については、統計資料（基礎データ）から得られる年齢別粗平均給与に対して補整を施したもの（年齢別補整給与）を基礎に算定すること。 （静態的昇給指数についても同様。）	（例示） ・最小自乗法による補整 ・グレヴィルの補整式による方法		
・昇給指数（予想昇給率）は、例えば年齢別・給付区分別に定めることとするが、異なる給付区分の加入者の対象が概ね一致しており、かつ当該給付区分が同一の基準給与によっているなどの場合には、年金財政への影響を考慮しつつ、異なる給付区分で同様の昇給指数（予想昇給率）を使用することも可。			
(6)新規加入者の見込み 予定新規加入者を過去3年間以上の新規加入者の実績又は将来の見通しに基づき、予定加入年齢並びに加入者の総数及び給与総額に対する一定割合（以下、「新規加入者率」及び「新規加入者給与総額率」と言う。）として定める方法が考えられる。			
・新規加入者の見込みは、給付区分別に定める。			
〔将来の加入者の見込みの変更時期〕 ・新規加入者の見込みは、法第58条第1項に定める財政再計算時の他、必要であると判断される場合は見直すこと。	（例示） ・対象加入者の範囲変更の場合 ・規約型企業年金の統合、企業年金基金の合併等の場合		
〔除外データの抽出〕 ・算定の基礎となるデータのうち次の事象に該当するものについては、その事象の恒常性又は異常性を考慮の上、必要に応じて影響を排除すること。 ・増加又は減少する実施事業所に係るデータ			

変更後		変更前	
・再加入者 ・企業の合併、規約型企業年金の統合、企業年金基金の合併等があった場合など 〔異例処理〕 ・過去３年間以上の算定の基礎となるデータを得られない場合には、年金財政の健全性に配慮の上、従前の見込みを適宜補正することにより算定することができる。 ○予定新規加入年齢 ・過去３年間以上の新規加入者実績の単純平均により算定する方法、過去３年間以上の新規加入者の実績を次の算式により加重平均して得られる年齢により見込むなどの他、合理的な方法により算定することが考えられる。 $$\frac{\sum_{t=0,1,,x}^{(t)}(\Sigma B_x \cdot S_x)}{\sum_{t=0,1,,x}^{(t)}(\Sigma B_x \cdot N_x)} = \frac{(\sum_{t=0,1,,x}^{(t)}(\Sigma B_x))\cdot S_y}{(\sum_{t=0,1,,x}^{(t)}(\Sigma B_x))\cdot N_y}$$ ${}^{(t)}B_x$：基準日のｔ年前応当日の直前１年間におけるｘ歳での新規加入者の給与 S_x：基礎率に基づく給付現価率 N_x：基礎率に基づく給与現価率 ｙ：平均年齢（求めるべき年齢） 〔将来の見通しの反映〕 ・将来において新規加入年齢が上昇（低下）する明確な根拠がある場合は、財政の健全性に配慮の上で、将来の見通しを上述の方法により算定した年齢に反映することができるものとする。 ・過去の状況から新規加入年齢の上昇傾向が顕著であり、これに起因する財政上の差損が軽視できないと判断される場合には、今後の見通しを勘案の上で財政の健全性の見地より必要に応じて将来の年齢の上昇を反映させることが望ましい。ただし、当不足金について将来的に事後償却が可能であると事業主等が判断した場合には、この限りではない。	（例示） ・年齢による加入制限がある場合の最低加入年齢 ・過去３年間の年齢別新規加入者数の最も多い年齢（モード年齢） 例えば、新規加入者の加入時給与の把握が困難な場合には、以下の様な合理的な手法により加入時給与を推計してもよい。 （例示） ・基準日時点で捉えられる該当者の給与実績および昇給指数（予想昇給率）を用いて新規加入時の給与を推計する方法 ・直近１年間の新規加入者の年齢別の平均給与を用いて新規加入時の給与を推計する方法 （例示） ・実施事業所における人事施策上の計画など。		

変更後		変更前	
○予定新規加入者数 〔算定方法〕 ｱ)新規加入者率は、前記により定めた予定加入年齢で加入した場合の予定加入者期間及び基準日における加入者総数に基づき、新規加入が毎年定常的に発生し、その結果として定常状態における加入者総数が将来見込まれる加入者総数と一致するなど合理的に見込むことを原則とする。 $LN = L \times 新規加入者率 = \frac{L}{\dot{e}_x}$ Ｌ　：将来見込まれる加入者数など $\dot{e}_x$ ：加入年齢ｘ歳の平均加入者期間 （予定脱退率を用いて算出したもの） ｲ)ｱ)により算定した予定新規加入者数が、過去の実績又は将来の見通しに照らして著しく大きいと判断される場合には、経過措置的に基準日から一定の期間について見込みを適宜減少させること。 なお、一定の期間については、将来の見通しに関する明確な根拠を得られる場合にはこれに基づく期間を、特に得られない場合には概ね次回再計算までの期間などにより設定すること。 〔新規加入者率を使用しない見込み方〕 ・将来の人員規模の変動に関する明確な根拠が、具体的に将来の加入者総数、あるいは新規加入者数により事業主等から提示がある場合には、上述のｱ)に係わらず各年度の新規加入者数を新規加入者率によらず直接に見込むことも可。 ○予定新規加入者給与総額 〔算定方法〕 ｱ)新規加入者給与総額率は、予定新規加入者率と同様に、定常状態における加入者の給与総額が基準日での給与総額と一致するものとして算定することを原則とする。 ｲ)予定新規加入者数を見込む上で将来の加入者規模を一定としていない場合、あるいは給与指数に将来の賃金の変動を見込んでいる場合など、ｱ)の方法によることが相応しくないと判断される場合には、財政の健全性に配慮の上で、過去の実績の単純平均、又は昇給指数（予想昇給率）の算定の基礎とした補整給与を用いることも可。 ・なお、昇給指数（予想昇給率）にベアを見込んでいる場合には、ｱ)による新規加入者給与総額率の算定には静態的昇給指数を使用すること。 ・また、予定新規加入者給与総額を補整給与により見込む場合には、昇給指数（予想昇給率）の算定時から基準日までの賃金の変動を考慮して適宜補正すること。	・加入者数の増加を見込むことが合理的である場合でも財政上の健全性に配慮すること。 ・将来見込まれる加入者総数が合理的に見込めない場合には、基準日における加入者総数を用いることも可。		

変更後		変更前	
(7)その他の給付に要する費用の通常の予測に基づく予想額の算定の基礎となる率 （略） (8)基準日が事業年度末日以外の場合について ・加入者数、加入者の給与等、上記(1)～(7)に掲げる基礎率以外の算定基礎は基準日における実績を用いること。 ・直前の財政検証における実績を基礎として、新規加入者、資格喪失者を反映した合理的な方法により推計したものを用いることができる。 なお、資格取得・喪失者が少なく、年金財政上の影響が軽微であると判断できる場合には、直前の財政検証の加入者等を用いることができるものとする。 ただし、給与変更を伴う変更計算の場合には、新給与を反映させた算定基礎を用いること。 (9)モデル基礎率を使用する場合 ・過去の実績がない場合など、脱退率、昇給指数等の基礎率の合理的な作成が困難な場合は、同業種他社、類似企業等で使用している基礎率、業種毎の統計資料から推定した基礎率、または、その基礎率に合理的な補正を行った基礎率等（以下、モデル基礎率）を使用することができる。 ・ただし、モデル基礎率使用の場合は、決算での損益の状況に留意するとともに、以降の財政計算時に実績に基づく基礎率の作成が可能か検証する。 ・リスク分担型企業年金の場合、基礎率と実績が乖離することに伴い、剰余が生じることになればその剰余を原資として給付の増額調整を行い、不足が生じることになればその不足を解消するよう給付の減額調整を行うことになる。基礎率の設定が、給付の調整率に直接影響してくるため、モデル基礎率の適切性を十分に検討し、給付への影響を事業主及び加入者等が正しく理解をし、その上で基礎率を決定することができるように十分な助言を行うこと。 〔モデル基礎率の使用方法の例示〕 ①企業の設立後３年未満であり、脱退率作成上の統計量が少ない場合、あるいは実績を用いて作成した基礎率に一定の高い水準の信頼性が得られない場合 ・昇給指数作成において自社内のモデル賃金テーブルを使用 ・同業種の雇用統計から作成したモデル脱退率、モデル昇給指数を使用 ・確定給付企業年金、または厚生年金基金を実施している同業種	（略） ・加入者については直前財政検証の加入者で当該基準日においても加入者である者は財政検証時の給与が継続したもの、新規加入者は加入日の給与が加入日以後継続したものとする等の方法により推定することができる。また、直前財政検証時以後加入資格を喪失した受給権者の給付額は直前財政検証時の給与が喪失日まで継続したものとして推定される額等合理的に算定される額とすることができる。 信頼性が得られない場合の例 ・加入者数が少なく、基礎率の母数とするには困難な場合 ・年齢や勤務期間に偏りがある集団 ・急激に人員構成が変化した等で統計に信頼性が得られない場合 例示	(3)その他給付に要する費用の予想額の算定の基礎となる率 （略） (4)モデル基礎率を使用する場合 ・過去の実績がない場合など、脱退率、昇給指数等の基礎率の合理的な作成が困難な場合は、同業種他社、類似企業等で使用している基礎率、業種毎の統計資料から推定した基礎率、または、その基礎率に合理的な補正を行った基礎率等（以下、モデル基礎率）を使用することができる。 ・ただし、モデル基礎率使用の場合は、決算での損益の状況に留意するとともに、以降の財政計算時に実績に基づく基礎率の作成が可能か検証する。 〔モデル基礎率の使用方法の例示〕 ①企業の設立後３年未満であり、脱退率作成上の統計量が少ない場合、あるいは実績を用いて作成した基礎率に一定の高い水準の信頼性が得られない場合 ・昇給指数作成において自社内のモデル賃金テーブルを使用 ・同業種の雇用統計から作成したモデル脱退率、モデル昇給指数を使用 ・確定給付企業年金、または厚生年金基金を実施している同業種か	（略） 信頼性が得られない場合の例 ・加入者数が少なく、基礎率の母数とするには困難な場合 ・年齢や勤務期間に偏りがある集団 ・急激に人員構成が変化した等で統計に信頼性が得られない場合 例示

変更後		変更前	
かつ同規模の団体で使用している脱退率そのものを使用 ・同規模の確定給付企業年金、または厚生年金基金を実施している複数の団体の実績に基づき算定した脱退率を使用	確定給付企業年金等を実施している団体のうち１００名～３００名の団体の実績を使用して合理的に算出した脱退率を加入者数が１５０名の団体に適用	つ同規模の団体で使用している脱退率そのものを使用 ・同規模の確定給付企業年金、または厚生年金基金を実施している複数の団体の実績に基づき算定した脱退率を使用	確定給付企業年金等を実施している団体のうち１００名～３００名の団体の実績を使用して合理的に算出した脱退率を加入者数が１５０名の団体に適用
②分社化した場合に、分社化後の基礎率が得られない場合 ・企業内容が元の会社と類似する場合、元の会社の基礎率を使用		②分社化した場合に、分社化後の基礎率が得られない場合 ・企業内容が元の会社と類似する場合、元の会社の基礎率を使用	

第２節　財政方式

変更後		変更前	
法第５７条に基づき、将来にわたり財政の均衡を保つことが可能な方式とし、年金財政の健全性に留意しつつ、給付制度内容、加入者の特性に応じて選択する。		法第５７条に基づき、将来にわたり財政の均衡を保つことが可能な方式とし、年金財政の健全性に留意しつつ、給付制度内容、加入者の特性に応じて選択する。	
１．一般的な方式 (1)加入年齢方式 特定年齢での標準加入者を設定して、標準加入者が収支相等する標準掛金を全加入者に適用し、過去勤務債務を別途設定する特別掛金で償却する方式。例えば、退職金との調整があるなど過去勤務期間を給付算定に取込んだ制度において使用する財政方式。	・(1)、(3)及び(4)の方式は、予測給付評価方式と呼ばれ、将来の給付額を予測し、一方、将来の掛金収入と年金資産の合計額が将来の給付額と一致するように掛金を算定する。	１．一般的な方式 (1)加入年齢方式 特定年齢での標準加入者を設定して、標準加入者が収支相等する標準掛金を全加入者に適用し、過去勤務債務を別途設定する特別掛金で償却する方式。例えば、退職金との調整があるなど過去勤務期間を給付算定に取込んだ制度において使用する財政方式。	
(2)予測単位積増方式 計算基準日から１年間の加入者期間の増加に基づき、見込まれる給付現価の増加を標準掛金とする方式。なお、給与比例の給付設計においては、将来の予定昇給を織込むこと。	・発生給付評価方式と呼ばれる方式のひとつ。 ・予測単位積増方式においては加入者や受給権者の計算基準日までの加入者期間に対応する通常予測給付現価を数理債務とする。	(2)予測単位積増方式 計算基準日から１年間の加入者期間の増加に基づき、見込まれる給付現価の増加を標準掛金とする方式。なお、給与比例の給付設計においては、将来の予定昇給を織込むこと。	・予測単位積増方式においては加入者や受給権者の計算基準日までの加入者期間に対応する給付現価を数理債務とする。
(3)開放基金方式 現在および将来の加入者について、将来期間に対して収支相等する標準掛金を適用し、過去勤務債務を別途設定する特別掛金で償却する方式。この財政方式を採用する場合には、将来の加入者規模を一定とする将来加入者の追加加入を前提としているため、将来の加入者規模の安定性に留意すること。		(3)開放基金方式 厚生年金基金の代行保険料率算定で用いられている方式。この財政方式を採用する場合には、将来の加入者規模を一定とする将来加入者の追加加入を前提としているため、将来の加入者規模の安定性に留意すること。	
(4)総合保険料方式（閉鎖型） 現在の加入者および受給権者について、過去勤務債務まで含めて収支相等する掛金を標準掛金とする方式。なお、特別掛金は基本的にゼロとなる。将来の新規加入者がほとんど見込めない制度などにおいて用いる。		(4)総合保険料方式（閉鎖型） 将来の新規加入者がほとんど見込めない制度などにおいて用いる。	
２．その他の方式 計算の対象となる加入者数が少ない等、上記の方式を使用するのが困難な場合は、以下の方式を使用することもできる。		２．その他の方式 計算の対象となる加入者数が少ない等、上記の方式を使用するのが困難な場合は、以下の方式を使用することもできる。	
(1)一時払積増方式 各加入者の1年間に増加する給付の現価を当該年度に拠出する方式。		(1)一時払積増方式 各加入者の1年間に増加する給付の現価を当該年度に拠出する方式。	
(2)個人平準方式 個々の加入者がそれぞれ給付に要する費用を掛金拠出期間にわたり平準的に積み立てる方式。給付増額部分は増額時点からの拠出期間で積立てる。		(2)個人平準方式 個々の加入者がそれぞれ給付に要する費用を掛金拠出期間にわたり平準的に積み立てる方式。給付増額部分は増額時点からの拠出期間で積立てる。	
(3)到達年齢方式 標準掛金を個人平準方式により算定し、給付増額時の過去勤務債務は別途設定する特別掛金で償却する方式。		(3)到達年齢方式 標準掛金を個人平準方式により算定し、給付増額時の過去勤務債務は別途設定する特別掛金で償却する方式。	

変更後		変更前	
(4)みなし加入年齢方式 個々の加入者について過去勤務期間を考慮して収支相等する標準掛金を設定し、過去勤務債務を別途設定する特別掛金で償却する方式。実際の加入年齢から過去勤務期間を控除した年齢をみなし加入年齢として設定する。 （略）	（略）	(4)みなし加入年齢方式 個々の加入者について過去勤務期間を考慮して収支相等する標準掛金を設定し、過去勤務債務を別途設定する特別掛金で償却する方式。実際の加入年齢から過去勤務期間を控除した年齢をみなし加入年齢として設定する。 （略）	（略）

第３節　掛金

変更後		変更前	
１．掛金の区分 ・規則第４５条に規定する掛金の区分は次のとおり。 標準掛金・・・・規則第４５条第２項に基づく掛金 補足掛金 特別掛金・・・・・・規則第４６条に基づく掛金 リスク対応掛金・・・規則第４６条の２に基づく掛金 特例掛金・・・・・・規則第４７条、第５９条、第６４条、第８８条及び第８８条の２、令第５４条の４に基づく掛金 その他の掛金・・・・事務費掛金		１．掛金の区分 ・規則第４５条に規定する掛金の区分は次のとおり。 標準掛金・・・・規則第４５条第２項に基づく掛金 補足掛金 特別掛金・・・・・・規則第４６条に基づく掛金 リスク対応掛金・・・規則第４６条の２に基づく掛金 特例掛金・・・・・・規則第４７条、第５９条、第６４条、第８８条及び第８８条の２、令第５４条の４に基づく掛金 その他の掛金・・・・事務費掛金	
２．掛金の算定 法第５５条第４項に基づき、掛金を算定する場合は、以下によること。		２．掛金の算定 法第５５条第４項に基づき、掛金を算定する場合は、以下によること。	
(1)算定方式 ・掛金の算定方式は、給付の額の算定方式と同一とする。 ・定率給付の場合　定率法（給与に比例して定める掛金） ・定額給付の場合　定額法（加入者数に比例して定める掛金） を原則とする。 ・異なる方法による場合は、将来のベースアップ等による財政の健全性への影響に留意すること。	・特別掛金、リスク対応掛金、特例掛金については、給与、加入者によらない固定額による拠出も可能	(1)算定方式 ・掛金の算定方式は、給付の額の算定方式と同一とする。 ・定率給付の場合　定率法（給与に比例して定める掛金） ・定額給付の場合　定額法（加入者数に比例して定める掛金） を原則とする。 ・異なる方法による場合は、将来のベースアップ等による財政の健全性への影響に留意すること。	・特別掛金、リスク対応掛金、特例掛金については、給与、加入者によらない固定額による拠出も可能
(2)端数処理 端数を処理する場合は、財政運営上の評価精度が損なわれないよう留意すること。 ・定率法であれば、原則、規約上掛金は、小数点以下第３位。 ・定額法であれば、原則、規約上掛金は、十円単位。 程度の位で端数処理すること	《例示》 算出掛金が０．０３１２７６のとき、 規約上掛金：０．０３１ とする。	(2)端数処理 端数を処理する場合は、財政運営上の評価精度が損なわれないよう留意すること。 ・定率法であれば、原則、規約上掛金は、小数点以下第３位。 ・定額法であれば、原則、規約上掛金は、十円単位。 程度の位で端数処理すること	《例示》 算出掛金が０．０３１２７６のとき、 規約上掛金：０．０３１ とする。
〔留意事項〕 ・規約上掛金は、原則、数理上掛金を四捨五入して算出する。ただし、年金財政の健全性に配慮して切り上げて算出することができる。 ・上記によらず、規約上標準掛金を据置くことも可。	・標準掛金については、規約上掛金が、数理上掛金を四捨五入したものを下回ることは不可	〔留意事項〕 ・規約上掛金は、原則、数理上掛金を四捨五入して算出する。ただし、年金財政の健全性に配慮して切り上げて算出することができる。 ・上記によらず、規約上標準掛金を据置くことも可。	・標準掛金については、規約上掛金が、数理上掛金を四捨五入したものを下回ることは不可
(3)標準掛金 ・規則第４５条に基づき、将来期間にかかわる給付総額に充当するものとして計算し、年1回以上定期的に拠出するものとする。 ・財政計算時における過去勤務債務の額が負となった場合には、標準掛金に、当該過去勤務債務の額を給与現価で除して算定された負の掛金を標準掛金に加えた率を標準掛金とすることができる。	・標準掛金収入現価は規約上掛金を使用して計算する。 ・負の掛金の端数処理は切り捨て （例）－0.03751‥ → －0.037 ・財政方式が加入年齢方式の場合でも、過去勤務債務の額を除す際に使用する給与現価は、現在加入者に係る給与現価と将来加入者に係る給与現価を合算したものとする。	(3)標準掛金 ・規則第４５条に基づき、将来期間にかかわる給付総額に充当するものとして計算し、年1回以上定期的に拠出するものとする。 ・財政計算時における過去勤務債務の額が負となった場合には、標準掛金に、当該過去勤務債務の額を給与現価で除して算定された負の掛金を標準掛金に加えた率を標準掛金とすることができる。	・標準掛金収入現価は規約上掛金を使用して計算する。 ・負の掛金の端数処理は切り捨て （例）－0.03751‥ → －0.037 ・財政方式が加入年齢方式の場合でも、過去勤務債務の額を除す際に使用する給与現価は、現在加入者に係る給与現価と将来加入者に係る給与現価を合算したものとする。
(4)特別掛金 ・規則第４６条に基づき、標準掛金を補足する掛金として以下のとお	・財政決算時の特別掛金収入現価	(4)特別掛金 ・規則第４６条に基づき、標準掛金を補足する掛金として以下のとお	・財政決算時の特別掛金収入現価

変更後		変更前	
り設定する。 以下において、過去勤務債務の額は数理債務（次回の財政再計算時の積立不足の見込額を除く）から数理上資産額（別途積立金として留保する額及び承継事業所償却積立金を除く。）を控除した額とする。また、過去勤務債務の額の予定償却開始日は、原則、財政計算に基づく特別掛金の掛金適用日とし、予定償却開始日から予定償却期間の間で償却を行う。	は、規約上掛金を使用して掛金収入現価を計算する。	り設定する。 以下において、過去勤務債務の額は数理債務（次回の財政再計算時の積立不足の見込額を除く）から数理上資産額（別途積立金として留保する額及び承継事業所償却積立金を除く。）を控除した額とする。また、過去勤務債務の額の予定償却開始日は、原則、財政計算に基づく特別掛金の掛金適用日とし、予定償却開始日から予定償却期間の間で償却を行う。	は、規約上掛金を使用して掛金収入現価を計算する。
〔財政決算時の特別掛金収入現価について〕 ◯「特別掛金収入現価」は以下より算定する。 （例示） ・元利均等償却の場合 基準日における給与の額（注） ×　規約上特別掛金率（額） ×　残余償却年数に基づく現価率 ただし、加入者数の動向や将来の給与水準の変化を見込んで特別掛金を算定している場合は、算定時と同様の方法により特別掛金収入現価を算定する。 ・固定額で償却の場合 規約に定めた１事業年度の特別掛金の総額 ×　残余償却年数に基づく現価率 ・定率償却の場合 前年度末未償却過去勤務債務残高（※） ×（1＋i） － 前年度末未償却過去勤務債務残高 ×　償却割合　×（1＋i）$^{0.5}$ （ i：予定利率） （※）前年度末基準において財政計算を行っている場合は、当該財政計算によって算定された未償却過去勤務債務残高とする。 定率償却について ・期中で掛金変更を行っている場合、あるいは当該事業年度が別の償却方法による償却を行っている場合においては、上記算式の控除部分の式に係わらず、理論的に見込める額を使用する。 ・前年度末未償却過去勤務債務残高が当該事業年度の標準掛金の総	（注）基準日における給与の額あるいは加入者数 ・財政計算時に見込んだ増減率などの前提を変更することは不可。 ・「規約に定めた１事業年度の特別掛金の総額」および、それに対応する「残余償却年数に基づく現価率」を適宜変更して算定することも可。 （例えば、「規約に定めた１事業年度の特別掛金の総額」を「規約に定めた１回あたりの特別掛金の総額」とし、それに応じて「残余償却年数に基づく現価率」を定める等） ・この方式によると、定率償却開始時に先の償却スケジュールが決定される。		

変更後		変更前	
額以下となると見込まれ、かつ当該事業年度において当該未償却過去勤務債務残高の全部を償却する場合は、上記算式に係わらず当該事業年度末の未償却過去勤務債務残高は0とする。 ・上記算式により算定して結果がマイナスとなった場合は、未償却過去勤務債務残高は0とする。 ・段階引上げ償却の場合 B　：基準日における給与の額あるいは加入者数 P(PSL)　：基準日の翌日に適用される規約上特別掛金率（額） ΔPt(PSL)：基準日の翌日からt年後の規約上特別掛金率（額）－(t-1)年後の規約上特別掛金率（額） n　：残余償却年数 a(x)　：x年の確定年金現価率 v　：1/(1+予定利率) 特別掛金収入現価（＝未償却過去勤務債務残高）　＝ $B \times P(PSL) \times a(n) +$ $\sum_t B \times \Delta Pt(PSL) \times a(n-t) \times v^t$			
〔規則第４６条第１項第１号について〕 ・特別掛金は、原則、加入者あたり定額あるいは給与の一定率で定めることとし、以下のいずれかの方法で設定する。 ①計算基準日の過去勤務債務の額に基づき、予定償却期間に応じた即時開始確定年金現価率を用いて設定する。 ②①の計算方法において、償却開始までの期間について財政計算前の特別掛金額による調整等を行って設定する。〔下図〕 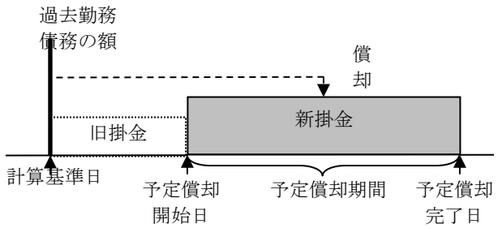 		〔規則第４６条第１項第１号について〕 ・特別掛金は、原則、加入者あたり定額あるいは給与の一定率で定めることとし、以下のいずれかの方法で設定する。 ①計算基準日の過去勤務債務の額に基づき、予定償却期間に応じた即時開始確定年金現価率を用いて設定する。 ②①の計算方法において、償却開始までの期間について財政計算前の特別掛金額による調整等を行って設定する。〔下図〕 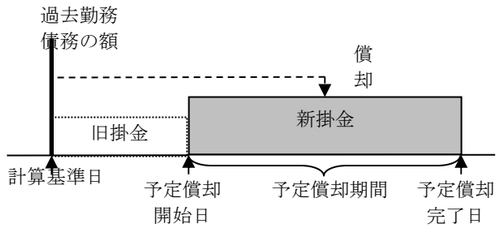 	
・固定額で償却する方式 加入者数、給与に比例させず、毎期の掛金を固定額とする場合の特別掛金額は、過去勤務債務の額を予定償却期間に応じた確定年金現価率で除した額とする。 特別掛金額は、年間の額あるいは各払込時期の額を決め、当該金額そのもの、または加入者数・給与に基づき設定する等、予め定めた合理的な方法によるものとする。	・事業所ごとに賦課する場合は、予め定めた合理的な方法によるものとする。	・固定額で償却する方式 加入者数、給与に比例させず、毎期の掛金を固定額とする場合の特別掛金額は、過去勤務債務の額を予定償却期間に応じた確定年金現価率で除した額とする。 特別掛金額は、年間の額あるいは各払込時期の額を決め、当該金額そのもの、または加入者数・給与に基づき設定する等、予め定めた合理的な方法によるものとする。	・事業所ごとに賦課する場合は、予め定めた合理的な方法によるものとする。
〔規則第４６条第１項第２号について〕 弾力償却の場合の予定償却年数は以下による。 下限特別掛金額を超える償却を行った年度の年度末における予定償却年数は、下限特別掛金額による償却を行ったとした場合の過去	・実施事業所ごとに異なる特別掛金を設定している場合は、毎事業年度の特別掛金を（下限特別掛金以上、上限特別掛金以下の範囲内	〔規則第４６条第１項第２号について〕 弾力償却の場合の予定償却年数は以下による。 下限特別掛金額を超える償却を行った年度の年度末における予定償却年数は、下限特別掛金額による償却を行ったとした場合の過去	・実施事業所ごとに異なる特別掛金を設定している場合は、毎事業年度の特別掛金を（下限特別掛金以上、上限特別掛金以下の範囲内

変更後		変更前	
勤務債務の額から、下限特別掛金額を超える額の元利合計を除いた額をもとに、年度末以降は下限特別掛金額による償却を行うとして算定する。 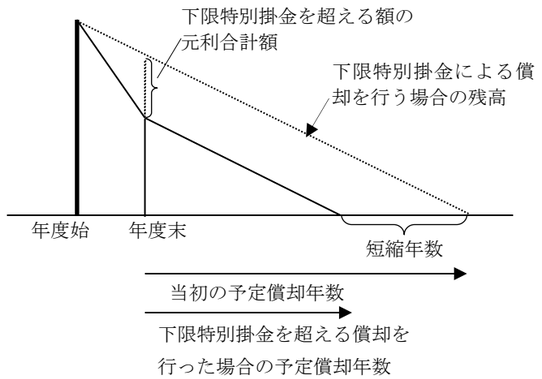 	で）設定するにあたり、（同一給付区分内では）予定償却期間が全ての実施事業所で同一となるような特別掛金を適用すること。（ただし、編入時の特別掛金についてはこの限りではない。） なお、下限特別掛金額を超える償却を行った年度の年度末（財政検証時）における予定償却期間は、全実施事業所合算の下限特別掛金額を超えた特別掛金額に基づいて算定し、制度全体（給付区分ごとに異なる予定償却期間を設定している場合は、当該給付区分単位）で予定償却期間の短縮を行うこととする。 ・次のようなケースにおいて、弾力償却の上限特別掛金額を定める最短償却期間は、予定償却期間の「ｋ－1年」を基準とする。 計算基準日　　：　ｎ年3月31日 予定償却開始日：　ｎ+1年4月1日 予定償却完了日：ｎ+ｋ年4月1日 （ｋ＞1） なお、上限特別掛金額は「予定償却開始日からの期間」に基づいて算定することを原則とする。 ・実施事業所ごとに異なる特別掛金を設定して弾力償却を行った場合においても、「短縮した残余償却年数」は、全実施事業所合算の「△P(PSL)」に基づいて算定し、制度全体（給付区分ごとに異なる予定償却期間を設定している場合は、当該給付区分単位）で予定償却期間の短縮を行うこととする。	勤務債務の額から、下限特別掛金額を超える額の元利合計を除いた額をもとに、年度末以降は下限特別掛金額による償却を行うとして算定する。 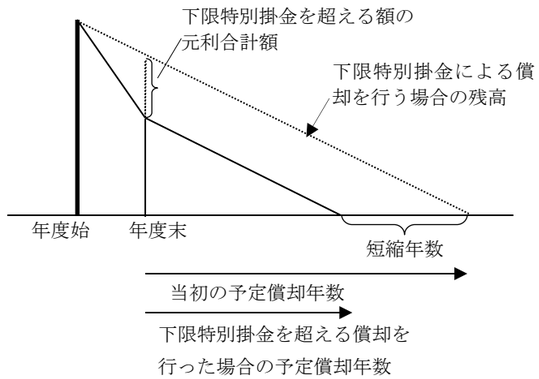 	で）設定するにあたり、（同一給付区分内では）予定償却期間が全ての実施事業所で同一となるような特別掛金を適用すること。（ただし、編入時の特別掛金についてはこの限りではない。） なお、下限特別掛金額を超える償却を行った年度の年度末（財政検証時）における予定償却期間は、全実施事業所合算の下限特別掛金額を超えた特別掛金額に基づいて算定し、制度全体（給付区分ごとに異なる予定償却期間を設定している場合は、当該給付区分単位）で予定償却期間の短縮を行うこととする。
○財政決算時の取扱い 当該年度決算における過去勤務債務の残余償却年数は、前年度（制度実施時、変更時）の過去勤務債務の残余償却年数から経過期間を控除し、さらに、弾力償却を行ったことに伴い最長期に対応する規約上特別掛金率（額）を適用したと仮定した場合の掛金額と比較し増加した掛金額に相当する期間を控除して得た期間（以下「短縮した残余償却年数」という。）とする。 （例示） P(PSL) × B × a(n-t-△) + △P(PSL) ＝ P(PSL) × B × a(n-t) ただし、 P(PSL)　：規約上特別掛金率（額）＝最長期に対応する規約上特別掛金率（額） △P(PSL)：弾力償却を行ったことに伴い、最長期に対応する規約上特別掛金率（額）を適用したと仮定した場合の掛金額と比較し増加した掛金額 B　　：基準日における給与の額あるいは加入者数 a(x)　　：x年の確定年金現価率			

変更後		変更前	
n　　：前年度予定償却年数 t　　：当年度経過年数 △　　：弾力償却を行ったことに伴い、最長期に対応する規約上特別掛金率（額）を適用したと仮定した場合の掛金額と比較し増加した掛金額に相当する期間 n-t-△　：短縮した残余償却年数＝当年度決算時残余償却年数 ・弾力償却を行った場合、その弾力償却を行った年度の翌年度における過去勤務債務の残余償却年数は、最長期に対応する規約上特別掛金率（額）をベースとした、弾力償却によって短縮された年数となる。 ・翌年度に弾力償却を行うことが予め判明している場合、短縮した残余償却年数を以下の通り算出することも可。 P(PSL) × B × a(n-t-△-△’) + △P(PSL) + △P(PSL)’ × a(t’) ＝ P(PSL) × B × a(n-t) ただし、 P(PSL)　：規約上特別掛金率（額）＝最長期に対応する規約上特別掛金率（額） △P(PSL)　：弾力償却を行ったことに伴い、最長期に対応する規約上特別掛金率（額）を適用したと仮定した場合の掛金額と比較し増加した掛金額（下段のなお書きも参照のこと） △P(PSL)’：翌年度に弾力償却を行うこととしたことに伴い、最長期に対応する規約上特別掛金率（額）を適用したと仮定した場合の掛金額と比較し増加する翌年度の掛金額 B　　：基準日における給与の額あるいは加入者数 a(x)　　：x年の確定年金現価率 n　　：前年度予定償却年数 t　　：当年度経過年数 t’　　：翌年度の期間（年） △　　：弾力償却を行ったことに伴い、最長期に対応する規約上特別掛金率（額）を適用したと仮定した場合の掛金額と比較し増加した掛金額に相当する期間（下段のなお書きも参照のこと） △’　　：翌年度に弾力償却を行うこととしたことに伴い、最長期に対応する規約上特別掛金率（額）を適用したと仮定した場合の掛金額と比較し増加する翌年度の掛金額に相当する期間 n-t-△-△’：短縮した残余償却年数＝当年度決算時残余償却年数 ・なお、この方法を用いた場合、翌年度決算において短縮した残余償却年数を算出する際には△および△P(PSL)における『最長期に対応する規約上特別掛金率（額)』は『当年度決算において「翌年度に適用する特別掛金率（額)」として当年度決算に繰り込んだ特別掛金率（額)』に読み替えるものとする。	例示 ・翌年度に弾力償却を行うことが予め判明している場合 前年度予定償却年数：11年 最長期に対応する規約上特別掛金（年額）：10 当年度の特別掛金額（年額）：10 翌年度に弾力償却を行うことにより見込まれる特別掛金額（年額）：15 とするとき、 P(PSL)＝10 ΔP(PSL)＝0 Δ＝0 ΔP(PSL)’＝15-10＝5 n＝11 より、 10×a(11－1－△－△’) ＋0＋5×a(1) =10×a(11-1) から△’を算出し、 当年度決算時残余償却年数 11－1－0－△’（＝0.5)＝9.5年 ・その翌年度決算の場合 翌年度に実際に弾力償却を行うことにより拠出した特別掛金額（年額）：15 翌々年度に弾力償却を行うことにより見込まれる特別掛金額（年額）：15 とするとき、 P(PSL)＝10 ΔP(PSL)＝15-15＝0 Δ＝0 ΔP(PSL)’＝15-10＝5 n＝9.5 より 10×a(9.5－1－△－△’) ＋0＋5×a(1) =10×a(9.5-1) から△’を算出し、 翌年度決算時残余償却年数		

変更後		変更前	
	9.5－1－0－△’　(＝0.5)＝8年		
〔規則第４６条第１項第３号について〕 ・定率償却の場合の特別掛金額は、財政計算時の過去勤務債務の額をもとに、予定利息および償却割合に基づき、財政計算時において予め設定する。 ・一括償却が可能かどうかは、事業年度末の過去勤務債務の額と翌事業年度の標準掛金の拠出見込額とを比較して判定する。	・予定償却開始日が計算基準日と異なる場合は、規則第４６条第１項第1号を適用する場合の取扱いに準じる。 例示 財政計算時の過去勤務債務の額 1000　償却割合30%(月払) 予定利率年3% 初年度特別掛金1000×30%／12 ＝25 翌年度未償却過去勤務債務 ＝1000×1.03－300×$1.03^{0.5}$ ＝726 次年度特別掛金726×30%／12 ＝18	〔規則第４６条第１項第３号について〕 ・特別掛金額は、財政計算時の過去勤務債務の額をもとに、予定利息および償却割合に基づき、財政計算時において予め設定する。 ・一括償却が可能かどうかは、事業年度末の過去勤務債務の額と翌事業年度の標準掛金の拠出見込額とを比較して判定する。	・予定償却開始日が計算基準日と異なる場合は、規則第４６条第１項第1号を適用する場合の取扱いに準じる。 例示 財政計算時の過去勤務債務の額 1000　償却割合30%(月払) 予定利率年3% 初年度特別掛金1000×30%／12 ＝25 翌年度未償却過去勤務債務 ＝1000×1.03－300×$1.03^{0.5}$ ＝726 次年度特別掛金726×30%／12 ＝18
・予定償却期間の算定方法 PSL_0：財政計算時の未償却過去勤務債務残高 PSL_t：財政計算からｔ年経過後の財政検証時の未償却過去勤務債務残高 ｉ　：予定利率 Ｒ　：償却割合 としたとき、 $PSL_t = PSL_{t-1} \times (1+i) - PSL_{t-1} \times R \times (1+i)^{1/2}$ で順次計算したPSL_tが、 標準掛金率×財政計算時点の加入者数又は総給与 ×年間拠出回数 を初めて下回るｔに対して、ｔ＋１を予定償却期間とする。			
〔規則第４６条第１項第４号について〕 特別掛金額を、過去勤務債務の額の償却開始後５年を経過するまでの間に定期的かつ引上げ額が経年的に大きくならない方法で段階的に引き上げることができる。＜段階引上げ償却＞ ・定期的であれば１年毎の他に、６月毎、１月毎、２年毎などの一定の期間であれば可。なお初めて掛金を引上げるまでの期間については、当該一定の期間内であればよいこと。 ・「引上げ額が経年的に大きくならない方法」とは、前回の引上げ額を上回らないように引上げを行うことをいう。	例：１年毎に引き上げるケース 現行特別掛金　8% 初回引上げ日　H24.4.1 H24.4.1　12% H25.4.1　16% H26.4.1　19% H27.4.1　22% H28.4.1　24% H29.4.1　25% (H29.4.1が引上げ可能な最終日)	〔規則第４６条第１項第４号について〕 特別掛金額を、過去勤務債務の額の償却開始後５年を経過するまでの間に定期的かつ引上げ額が経年的に大きくならない方法で段階的に引き上げることができる。＜段階引上げ償却＞ ・定期的であれば１年毎の他に、６月毎、１月毎、２年毎などの一定の期間であれば可。なお初めて掛金を引上げるまでの期間については、当該一定の期間内であればよいこと。 ・「引上げ額が経年的に大きくならない方法」とは、前回の引上げ額を上回らないように引上げを行うことをいう。	例：１年毎に引き上げるケース 現行特別掛金　8% 初回引上げ日　H24.4.1 H24.4.1　12% H25.4.1　16% H26.4.1　19% H27.4.1　22% H28.4.1　24% H29.4.1　25% (H29.4.1が引上げ可能な最終日)
○段階引上げ償却を実施する場合、次の要件を満たしていること。 ・特別掛金収入現価が過去勤務債務の額を下回らないこと。	・数理上掛金率を四捨五入した結果、数理上掛金率を切り捨てた数	○段階引上げ償却を実施する場合、次の要件を満たしていること。 ・特別掛金収入現価が過去勤務債務の額を下回らないこと。	・数理上掛金率を四捨五入した結果、数理上掛金率を切り捨てた数

変更後		変更前	
	値を規約上掛金率とした場合、端数処理の範囲で特別掛金収入現価が過去勤務債務の額を下回ることは可。		値を規約上掛金率とした場合、端数処理の範囲で特別掛金収入現価が過去勤務債務の額を下回ることは可。
・予定償却期間中の各期間における特別掛金率（額）を予め規約に定めていること。		・予定償却期間中の各期間における特別掛金率（額）を予め規約に定めていること。	
・規則第４６条第１項第１号、第２号及び第４号による方法により特別掛金を算定する場合は、基準日以降の加入者数又は給与額の変動を見込んで算定することができる。	・加入者数の増加（又は減少）や給与の増加（又は減少）を見込むことも可。 ・財政の健全性に配慮して見込むこと。 ・将来の給与総額の変動については、財政決算における未償却過去勤務債務残高や減少事業所から一括徴収する掛金の算定においても同様に見込むことに配慮し、簡便な方法により見込むことも可。 （例示） 平均的な率として合理的に算定された一定率を将来の給与総額の変動率として全期間に適用し、現価率に繰込む。 ・将来の見込みは、財政計算時に適宜見直すこと。	・規則第４６条第１項第１号、第２号及び第４号による方法により特別掛金を算定する場合は、基準日以降の加入者数又は給与額の変動を見込んで算定することができる。	・加入者数の増加（又は減少）や給与の増加（又は減少）を見込むことも可。 ・財政の健全性に配慮して見込むこと。
〔規則第４６条第２項について〕 ・規則第４６条第２項は「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負でない場合に適用する。「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負の場合は、規則第４６条第３項を適用する。	・規則第４６条第２項及び第３項の適用にあたっての、「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負か否かの判定においては、別途積立金積増金を反映することは不可。	〔規則第４６条第２項について〕 ・規則第４６条第２項は「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負でない場合に適用する。「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負の場合は、規則第４６条第３項を適用する。	・規則第４６条第２項及び第３項の適用にあたっての、「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負か否かの判定においては、別途積立金積増金を反映することは不可。
・「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」は、「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」から「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」を控除した額。		・「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」は、「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」から「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」を控除した額。	
・「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」は、計算基準日時点の過去勤務債務の額とする。なお、財政計算時に繰越不足金があれば、解消後の額とし、財政計算時に別途積立金を取崩す場合は取崩し後の額とする。		・「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」は、計算基準日時点の過去勤務債務の額とする。なお、財政計算時に繰越不足金があれば、解消後の額とし、財政計算時に別途積立金を取崩す場合は取崩し後の額とする。	
・「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」は、計算基準日時点の財政計算前の規約上特別掛金に基づく特別掛金収入現価とする。	・予定利率を変更して財政計算を行う際の「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」は、新しい予定利率を用いて算定した特別掛金収入現価とする。	・「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」は、計算基準日時点の財政計算前の規約上特別掛金に基づく特別掛金収入現価とする。	
・第２号に掲げる方式での予定償却期間の上限は、次のとおり。 「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償		・第２号に掲げる方式での予定償却期間の上限は、次のとおり。 「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償	

変更後		変更前	
却されていない額」について、以下に定める年数ａから、前回財政計算から今回財政計算までの期間を控除した期間で償却とした場合の掛金額と、「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」を20年で償却するとして計算された掛金額とを合算した額を特別掛金額として計算される期間を予定償却期間の上限とする。 ａ：最初に発生した過去勤務債務の額の予定償却期間の上限を20年とし、以降、先発債務および後発債務のそれぞれの予定償却期間の上限を用いて設定される期間。ただし、実務的に算出が困難な場合は、前回財政計算での予定償却期間の上限を使用することも可	・前回の財政計算で規則第４６条第３項を適用した場合でも、「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債の額」が負でない場合は規則第４６条２項により左記取扱いが可能。	却されていない額」について、以下に定める年数ａから、前回財政計算から今回財政計算までの期間を控除した期間で償却とした場合の掛金額と、「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」を20年で償却するとして計算された掛金額とを合算した額を特別掛金額として計算される期間を予定償却期間の上限とする。 ａ：最初に発生した過去勤務債務の額の予定償却期間の上限を20年とし、以降、先発債務および後発債務のそれぞれの予定償却期間の上限を用いて設定される期間。ただし、実務的に算出が困難な場合は、前回財政計算での予定償却期間の上限を使用することも可	
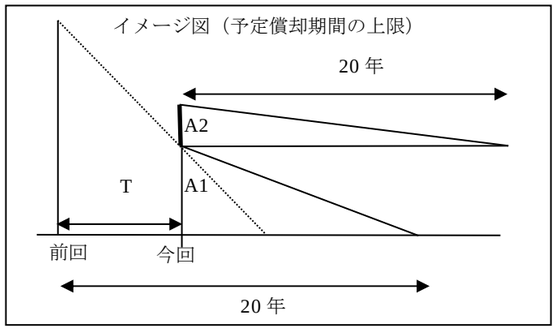	次の掛金が下限となる。 例示 ・前回の財政計算で初めて過去勤務債務の額が発生した場合 「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」：Ａ１ 「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」：Ａ２ 前回財政計算から今回財政計算までの期間：Ｔ とするとき、 Ａ１の予定償却期間を（20－Ｔ）年 Ａ２の予定償却期間を20年として計算した Ａ１／(20-T)年確定年金現価率＋Ａ２／20年確定年金現価率 また、このとき、 （Ａ１＋Ａ２）／上記の掛金が、予定償却期間の上限に基づく確定年金現価率	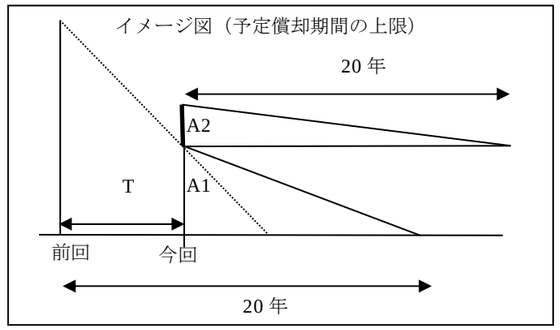	次の掛金が下限となる。 例示 ・前回の財政計算で初めて過去勤務債務の額が発生した場合 「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」：Ａ１ 「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」：Ａ２ 前回財政計算から今回財政計算までの期間：Ｔ とするとき、 Ａ１の予定償却期間を（20－Ｔ）年 Ａ２の予定償却期間を20年として計算した Ａ１／(20-T)年確定年金現価率＋Ａ２／20年確定年金現価率 また、このとき、 （Ａ１＋Ａ２）／上記の掛金が、予定償却期間の上限に基づく確定年金現価率
・第３号に掲げる方式での予定償却期間は、「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」について、規則第４６条第１項の規定に基づき算定した特別掛金の額（当該特別掛金は前回の財政計算において計算した特別掛金を下回っていない場合に限る。）として計算されるものとなる。	・前回の財政計算において定めた予定償却完了日が、今回の財政計算の新掛金率適用日以前である場合は、括弧内の特別掛金の比較要件を適用する必要はない。 ・括弧内の特別掛金の比較要件における「前回の財政計算において計算した特別掛金」は、「数理上特別掛金（数理上特別掛金の端数を四捨五入して規約上特別掛金を設定している場合は規約上特別掛金）」とし、当該比較要件においては、（変更前後とも）数理上	・第３号に掲げる方式での予定償却期間は、「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」について、規則第４６条第１項の規定に基づき算定した特別掛金の額（当該特別掛金は前回の財政計算において計算した特別掛金を下回っていない場合に限る。）として計算されるものとなる。	・前回の財政計算において定めた予定償却完了日が、今回の財政計算の新掛金率適用日以前である場合は、括弧内の特別掛金の比較要件を適用する必要はない。 ・括弧内の特別掛金の比較要件における「前回の財政計算において計算した特別掛金」は、「数理上特別掛金（数理上特別掛金の端数を四捨五入して規約上特別掛金を設定している場合は規約上特別掛金）」とし、当該比較要件においては、（変更前後とも）数理上

変更後		変更前	
	特別掛金同士又は規約上特別掛金同士で比較を行うこと。		特別掛金同士又は規約上特別掛金同士で比較を行うこと。
・前回の財政計算において規則第４６条第１項第４号（段階引上げ）を用いて特別掛金を算定した場合、第３号による特別掛金の算定としては下図のいずれのケースも可。	・前回の財政計算において第４６条第１項第４号（段階引上げ）を用いて特別掛金を算定した場合は、段階引上げ完了後の特別掛金を下回ることはできない。	・前回の財政計算において規則第４６条第１項第４号(段階引上げ)を用いて特別掛金を算定した場合、第３号による特別掛金の算定としては下図のいずれのケースも可。	・前回の財政計算において第４６条第１項第４号（段階引上げ）を用いて特別掛金を算定した場合は、段階引上げ完了後の特別掛金を下回ることはできない。
（ケース１） 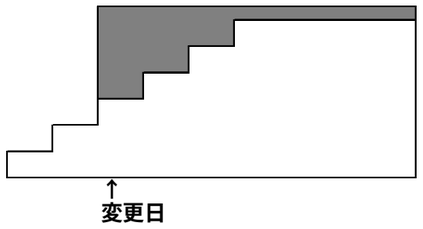 	・下図のような設定は不可 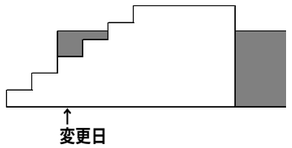 （※）白塗り・・・先発分 黒塗り・・・後発分	（ケース１） 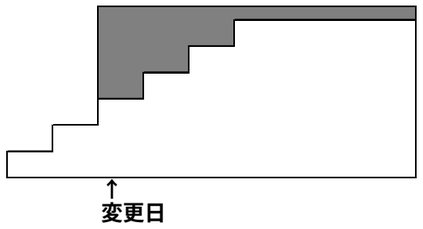 	・下図のような設定は不可 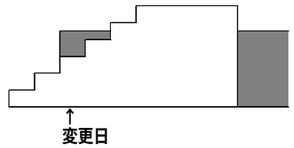 （※）白塗り・・・先発分 黒塗り・・・後発分
（ケース２） 		（ケース２） 	
（ケース３） 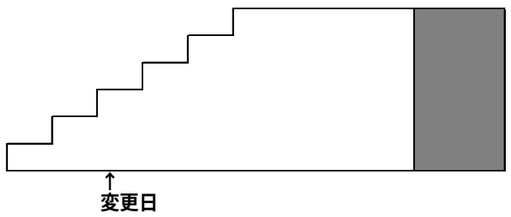 （※）白塗り・・・先発分 黒塗り・・・後発分		（ケース３） 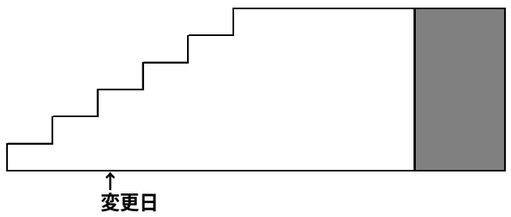 （※）白塗り・・・先発分 黒塗り・・・後発分	

変更後		変更前	
（略）	（略）	（略）	（略）
(5) リスク対応掛金 ・規則第４６条の２に基づき、財政悪化リスク相当額に係る掛金として以下のとおり設定する。	・新たにリスク対応掛金を拠出するために行う財政再計算は、規則第５０条第４号ホ「その他当該確定給付企業年金に係る事情に著しい変動があった場合」に該当する。 ・財政再計算の計算基準日が平成28年12月31日以前であっても、掛金適用日が平成29年1月1日以降であればリスク対応掛金を拠出することは可能。 ・リスク対応掛金の設定時期は、平成29年1月1日以後、はじめて到来する財政再計算時に限定せず、任意の財政再計算時に設定することは可能。 ・財政決算時は、規約上掛金を使用して掛金収入現価を計算する。	(5) リスク対応掛金 ・規則第４６条の２に基づき、財政悪化リスク相当額に係る掛金として以下のとおり設定する。	・新たにリスク対応掛金を拠出するために行う財政再計算は、規則第５０条第４号ホ「その他当該確定給付企業年金に係る事情に著しい変動があった場合」に該当する。 ・財政再計算の計算基準日が平成28年12月31日以前であっても、掛金適用日が平成29年1月1日以降であればリスク対応掛金を拠出することは可能。 ・リスク対応掛金の設定時期は、平成29年1月1日以後、はじめて到来する財政再計算時に限定せず、任意の財政再計算時に設定することは可能。 ・財政決算時は、規約上掛金を使用して掛金収入現価を計算する。
・リスク対応掛金の拠出方法については、特別掛金の償却方法と異なる方法を採用することが可能。 ・「特別掛金額の予定償却期間の残存期間＜リスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間」でなければならない。	〔例示〕 特別掛金：定額償却 リスク対応掛金：定率拠出	・リスク対応掛金の拠出方法については、特別掛金の償却方法と異なる方法を採用することが可能。 ・「特別掛金額の予定償却期間の残存期間＜リスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間」でなければならない。	〔例示〕 特別掛金：定額償却 リスク対応掛金：定率拠出
・以下において、リスク対応額は財政悪化リスク相当額から対応前リスク充足額を控除した額（マイナス値は零）の範囲内において規約で定める。 ・規則第４６条の２第１項第１号、第２号及び第４号による方法によりリスク対応掛金を算定する場合は、計算基準日以降の加入者数又は給与額の変動を見込んで算定することができる。	・対応前リスク充足額＝積立金＋標準掛金収入現価＋特別掛金収入現価－通常予測給付現価（マイナス値となる場合は零とする。）	・以下において、リスク対応額は財政悪化リスク相当額から対応前リスク充足額を控除した額（マイナス値は零）の範囲内において規約で定める。 ・規則第４６条の２第１項第１号、第２号及び第４号による方法によりリスク対応掛金を算定する場合は、計算基準日以降の加入者数又は給与額の変動を見込んで算定することができる。	・対応前リスク充足額＝積立金＋標準掛金収入現価＋特別掛金収入現価－通常予測給付現価（マイナス値となる場合は零とする。）
〔規則第４６条の２第１項第１号について〕 ・リスク対応掛金は、リスク対応額を５年以上２０年以内の範囲内で規約に定めた期間（「予定拠出期間」）で均等に拠出する。		〔規則第４６条の２第１項第１号について〕 ・リスク対応掛金は、リスク対応額を５年以上２０年以内の範囲内で規約に定めた期間（「予定拠出期間」）で均等に拠出する。	
・リスク対応掛金は、原則、加入者あたり定額あるいは給与の一定率で定めることとし、以下のいずれかの方法で設定する。 ①計算基準日のリスク対応額に基づき、予定拠出期間に応じた即時開始確定年金現価率を用いて設定する。 ②①の計算方法において、拠出開始までの期間について財政計算前の掛金額による調整等を行って設定する。〔下図〕	・リスク対応掛金は特別掛金と同様に、リスク対応額を年金現価率で除して算定するため、リスク対応掛金の拠出額は単純合計でリスク対応額を上回る場合も生じうる。 リスク対応額の上限額に基づきリスク対応掛金を設定した場合、	・リスク対応掛金は、原則、加入者あたり定額あるいは給与の一定率で定めることとし、以下のいずれかの方法で設定する。 ①計算基準日のリスク対応額に基づき、予定拠出期間に応じた即時開始確定年金現価率を用いて設定する。 ②①の計算方法において、拠出開始までの期間について財政計算前の掛金額による調整等を行って設定する。〔下図〕	・リスク対応掛金は特別掛金と同様に、リスク対応額を年金現価率で除して算定するため、リスク対応掛金の拠出額は単純合計でリスク対応額を上回る場合も生じうる。 リスク対応額の上限額に基づきリスク対応掛金を設定した場合、

変更後		変更前	
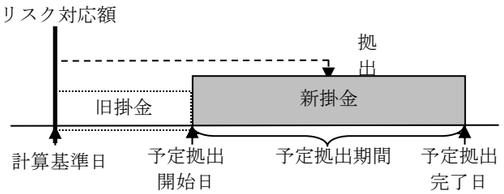 ・固定額で拠出する方式 加入者数、給与に比例させず、毎期の掛金を固定額とする場合のリスク対応掛金額は、リスク対応額を予定拠出期間に応じた確定年金現価率で除した額とする。 リスク対応掛金額は、年間の額あるいは各払込時期の額を決め、当該金額そのもの、または加入者数・給与に基づき設定する等、予め定めた合理的な方法によるものとする。	リスク対応掛金の拠出額合計がリスク対応額の上限額を上回ることもあり得るが、考慮は不要。 ・事業所ごとに拠出する場合は、予め定めた合理的な方法によるものとする。	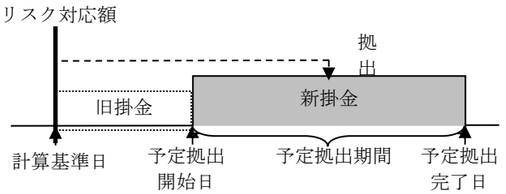 ・固定額で拠出する方式 加入者数、給与に比例させず、毎期の掛金を固定額とする場合のリスク対応掛金額は、リスク対応額を予定拠出期間に応じた確定年金現価率で除した額とする。 リスク対応掛金額は、年間の額あるいは各払込時期の額を決め、当該金額そのもの、または加入者数・給与に基づき設定する等、予め定めた合理的な方法によるものとする。	リスク対応掛金の拠出額合計がリスク対応額の上限額を上回ることもあり得るが、考慮は不要。 ・事業所ごとに拠出する場合は、予め定めた合理的な方法によるものとする。
〔規則第４６条の２第１項第２号について〕 ・弾力拠出の場合の予定拠出期間は以下による。 下限リスク対応掛金額を超える拠出を行った年度の年度末における予定拠出期間は、下限リスク対応掛金額による拠出を行ったとした場合のリスク対応掛金の現価から、下限リスク対応掛金額を超える額の元利合計を除いた額をもとに、年度末以降は下限リスク対応掛金額による拠出を行うとして算定する。 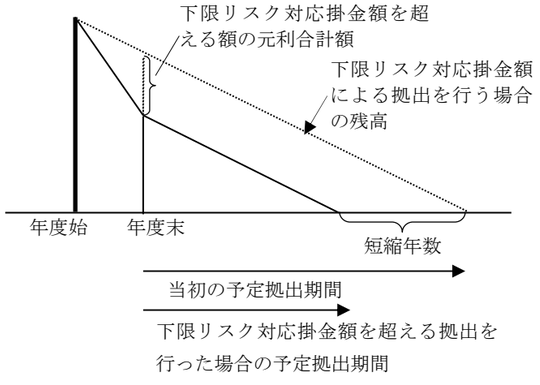	・実施事業所ごとに異なるリスク対応掛金を設定している場合は、毎事業年度のリスク対応掛金を（下限リスク対応掛金額以上、上限リスク対応掛金額以下の範囲内で）設定するにあたり、（同一給付区分内では）予定拠出期間が全ての実施事業所で同一となるようなリスク対応掛金を適用すること。（ただし、編入時のリスク対応掛金についてはこの限りではない。） なお、下限リスク対応掛金額を超える拠出を行った年度の年度末（財政検証時）における予定拠出期間は、全実施事業所合算の下限リスク対応掛金額を超えたリスク対応掛金額に基づいて算定し、制度全体（給付区分ごとに異なる予定拠出期間を設定している場合は、当該給付区分単位）で予定拠出期間の短縮を行うこととする。 ・次のようなケースにおいて、弾力拠出の上限リスク対応掛金額を定める最短拠出期間は、予定拠出期間の「ｋ－1年」を基準とする。 計算基準日　　：　ｎ年3月31日 予定拠出開始日：　ｎ+1年4月1日 予定拠出完了日：ｎ+ｋ年4月1日 （ｋ＞1）	〔規則第４６条の２第１項第２号について〕 ・弾力拠出の場合の予定拠出期間は以下による。 下限リスク対応掛金額を超える拠出を行った年度の年度末における予定拠出期間は、下限リスク対応掛金額による拠出を行ったとした場合のリスク対応掛金の現価から、下限リスク対応掛金額を超える額の元利合計を除いた額をもとに、年度末以降は下限リスク対応掛金額による拠出を行うとして算定する。 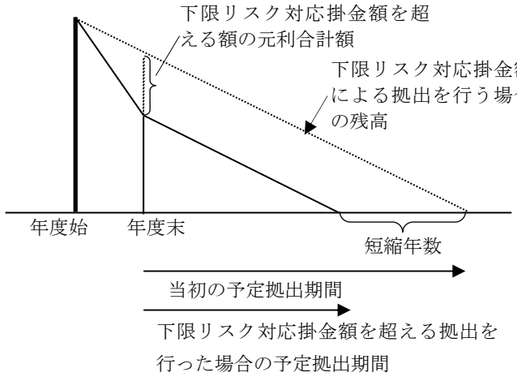	・実施事業所ごとに異なるリスク対応掛金を設定している場合は、毎事業年度のリスク対応掛金を（下限リスク対応掛金額以上、上限リスク対応掛金額以下の範囲内で）設定するにあたり、（同一給付区分内では）予定拠出期間が全ての実施事業所で同一となるようなリスク対応掛金を適用すること。（ただし、編入時のリスク対応掛金についてはこの限りではない。） なお、下限リスク対応掛金額を超える拠出を行った年度の年度末（財政検証時）における予定拠出期間は、全実施事業所合算の下限リスク対応掛金額を超えたリスク対応掛金額に基づいて算定し、制度全体（給付区分ごとに異なる予定拠出期間を設定している場合は、当該給付区分単位）で予定拠出期間の短縮を行うこととする。

変更後		変更前	
	なお、上限リスク対応掛金額は「予定拠出開始日からの期間」に基づいて算定することを原則とする。		
〔規則第４６条の２第１項第３号について〕 ・定率拠出の場合のリスク対応掛金額は、財政計算時のリスク対応額（リスク対応掛金額として拠出した額を除く）をもとに、予定利息および拠出割合に基づき、財政計算時において予め設定する。 ・一括拠出が可能かどうかは、事業年度末のリスク対応額（リスク対応掛金額として拠出した額を除く）と翌事業年度の標準掛金の拠出見込額とを比較して判定する。	・予定拠出開始日が計算基準日と異なる場合は、規則第４６条の２第１項第1号を適用する場合の取扱いに準じる。 〔例示〕 財政計算時のリスク対応額（リスク対応掛金額として拠出した額を除く）1000 拠出割合30%　（月払） 予定利率年3% 初年度リスク対応掛金 ＝1000×30%／12 ＝25 翌年度末リスク対応掛金収入現価 ＝1000×1.03－300×$1.03^{0.5}$ ＝726 次年度リスク対応掛金 ＝726×30%／12 ＝18	〔規則第４６条の２第１項第３号について〕 ・定率拠出の場合のリスク対応掛金額は、財政計算時のリスク対応額（リスク対応掛金額として拠出した額を除く）をもとに、予定利息および拠出割合に基づき、財政計算時において予め設定する。 ・一括拠出が可能かどうかは、事業年度末のリスク対応額（リスク対応掛金額として拠出した額を除く）と翌事業年度の標準掛金の拠出見込額とを比較して判定する。	・予定拠出開始日が計算基準日と異なる場合は、規則第４６条の２第１項第1号を適用する場合の取扱いに準じる。 〔例示〕 財政計算時のリスク対応額（リスク対応掛金額として拠出した額を除く）1000 拠出割合30%　（月払） 予定利率年3% 初年度リスク対応掛金 ＝1000×30%／12 ＝25 翌年度末リスク対応掛金収入現価 ＝1000×1.03－300×$1.03^{0.5}$ ＝726 次年度リスク対応掛金 ＝726×30%／12 ＝18
・予定拠出期間の算定方法 ｔ：財政計算時からの経過年数 ｉ：予定利率 Ｒ：拠出割合 としたとき、 t年後の財政検証時リスク対応掛金収入現価 ＝t-1年後の財政検証時リスク対応掛金収入現価×（1＋ｉ） － t-1年後の財政検証時リスク対応掛金収入現価 ×Ｒ×$(1+i)^{1/2}$ で順次計算したt年後の財政検証時リスク対応掛金収入現価が、 標準掛金率×財政計算時点の加入者数又は総給与 ×年間拠出回数 を初めて下回るｔに対して、ｔ＋１を予定拠出期間とする。	・新たにリスク対応掛金を定率拠出で設定する場合、事業年度末のリスク対応額が翌事業年度の標準掛金の拠出見込額以下となる場合でも、特別掛金の予定償却期間の残存期間を超える予定拠出期間を規約で定めることにより、設定することは可能。 〔例示〕		・新たにリスク対応掛金を定率拠出で設定する場合、事業年度末のリスク対応額が翌事業年度の標準掛金の拠出見込額以下となる場合でも、特別掛金の予定償却期間の残存期間を超える予定拠出期間を規約で定めることにより、設定することは可能。 〔例示〕

変更後		変更前	
	翌事業年度の標準掛金の拠出見込額：40 特別掛金の過去勤務債務残額：50（予定償却期間の残存期間：1年） 事業年度末のリスク対応額：30の場合、リスク対応掛金(月払)の予定拠出期間を1年1月と規約に定める。 ・リスク対応掛金を定率拠出で設定している場合、事業年度末のリスク対応額が翌事業年度の標準掛金の拠出見込額以下となる場合でも、特別掛金の償却が完了する以前にリスク対応掛金を一括償却することは不可。 〔例示〕 翌事業年度の標準掛金の拠出見込額：40 特別掛金（定率償却）の過去勤務債務残額：50 事業年度末のリスク対応額：30の場合、リスク対応掛金を一括償却することは不可。 〔例示〕 翌事業年度の標準掛金の拠出見込額：40 特別掛金（定率償却）の過去勤務債務残額：30 事業年度末のリスク対応額：30の場合、特別掛金とリスク対応掛金を同時に一括償却することは不可。		翌事業年度の標準掛金の拠出見込額：40 特別掛金の過去勤務債務残額：50（予定償却期間の残存期間：1年） 事業年度末のリスク対応額：30の場合、リスク対応掛金(月払)の予定拠出期間を1年1月と規約に定める。 ・リスク対応掛金を定率拠出で設定している場合、事業年度末のリスク対応額が翌事業年度の標準掛金の拠出見込額以下となる場合でも、特別掛金の償却が完了する以前にリスク対応掛金を一括償却することは不可。 〔例示〕 翌事業年度の標準掛金の拠出見込額：40 特別掛金（定率償却）の過去勤務債務残額：50 事業年度末のリスク対応額：30の場合、リスク対応掛金を一括償却することは不可。 〔例示〕 翌事業年度の標準掛金の拠出見込額：40 特別掛金（定率償却）の過去勤務債務残額：30 事業年度末のリスク対応額：30の場合、特別掛金とリスク対応掛金を同時に一括償却することは不可。
〔規則第４６条の２第１項第４号について〕 ・リスク対応掛金額を、リスク対応額の拠出開始後５年を経過するまでの間に定期的かつ引上げ額が経年的に大きくならない方法で段階的に引き上げることができる。＜段階引上げ拠出＞ ・定期的であれば１年毎の他に、６月毎、１月毎、２年毎などの一定の期間であれば可。なお初めて掛金を引上げるまでの期間については、当該一定の期間内であればよいこと。 ・「引上げ額が経年的に大きくならない方法」とは、前回の引上げ額を上回らないように引上げを行うことをいう。 ○段階引上げ拠出を実施する場合、次の要件を満たしていること。	例：１年毎に引き上げるケース 現行リスク対応掛金　8% 初回引上げ日　H31.4.1 H31.4.1　12% H32.4.1　16% H33.4.1　19% H34.4.1　22% H35.4.1　24% H36.4.1　25% （H36.4.1が引上げ可能な最終日） ・数理上掛金率を切り上げた数値を	〔規則第４６条の２第１項第４号について〕 ・リスク対応掛金額を、リスク対応額の拠出開始後５年を経過するまでの間に定期的かつ引上げ額が経年的に大きくならない方法で段階的に引き上げることができる。＜段階引上げ拠出＞ ・定期的であれば１年毎の他に、６月毎、１月毎、２年毎などの一定の期間であれば可。なお初めて掛金を引上げるまでの期間については、当該一定の期間内であればよいこと。 ・「引上げ額が経年的に大きくならない方法」とは、前回の引上げ額を上回らないように引上げを行うことをいう。 ○段階引上げ拠出を実施する場合、次の要件を満たしていること。	例：１年毎に引き上げるケース 現行リスク対応掛金　8% 初回引上げ日　H31.4.1 H31.4.1　12% H32.4.1　16% H33.4.1　19% H34.4.1　22% H35.4.1　24% H36.4.1　25% （H36.4.1が引上げ可能な最終日） ・数理上掛金率を切り上げた数値を

変更後		変更前	
・リスク対応掛金額の予想額の現価がリスク対応額を上回らないこと。 ・予定拠出期間中の各期間におけるリスク対応掛金率（額）を予め規約に定めていること。 〔規則第４６条の２第２項について〕 （略）	規約上掛金率とした場合、端数処理の範囲でリスク対応掛金額の予想額の現価がリスク対応額を上回ることは可。 （略）	・リスク対応掛金額の予想額の現価がリスク対応額を上回らないこと。 ・予定拠出期間中の各期間におけるリスク対応掛金率（額）を予め規約に定めていること。 〔規則第４６条の２第２項について〕 （略）	規約上掛金率とした場合、端数処理の範囲でリスク対応掛金額の予想額の現価がリスク対応額を上回ることは可。 （略）
(6) 規則第４７条に基づく次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための特例掛金 ・原則、基礎率によって見込むことができない短期的な積立不足の償却を目的に、事業主等からの資料等（一時的である旨の確認を含む）に基づき設定する。 ・「次回の財政再計算」とは、原則として法第５８条第１項に規定する「少なくとも５年ごとに行う財政再計算」を指す。ただし、「少なくとも５年ごとに行う財政再計算」の前に規則第５０条各号に基づく財政再計算が予定されている場合は、当該財政再計算が次回の財政再計算となる。 ・次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の現価は、積立金の額（数理上資産額とし、別途積立金として留保する額の全部または一部及び承継事業所償却積立金を除くことが可能。）が責任準備金の額を下回ると予想される額の現価、または、積立金の額（純資産額）が最低積立基準額を下回ると予想される額の現価とする。 ・特例掛金は、加入者数の減少に配慮して設定する。（例えば一定額で償却） ・拠出の終了日は次回の財政再計算による新掛金適用予定日の前日とする。（当該積立不足の予想額は、次回の財政再計算による新掛金適用予定日を予定償却完了日とする期間で元利均等償却するものであり、積立不足が発生すると予測される期間で元利均等償却するわけではないことに留意すること。） ・拠出の終了日までに法第５８条又は法第６２条に基づく財政再計算を行う場合は、当該財政再計算時に特例掛金を設定し直すことができる。 ・給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに特例掛金を算定する。	〔例示〕 ・直近の予算作成時に使用した年金資産等を合理的に補正したものに基づき予想運用利回りが予定利率を下回る額（下回る年数分） ・加入者規模が著しく予定を下回る場合の掛金収入減少見込額（掛金を定率法あるいは定額法で定めている場合） ・脱退および昇給の実績が予定と著しく乖離する場合に見込まれる脱退差損および昇給差損の額（過去の実績から合理的に推計した額） ・予定利率を変更する場合等、積立不足の予想額の計算基礎が変更になる場合は見直す。 ・複数の給付区分を設けている場合の特例掛金の計上例 ①一部の給付区分に計上 ②差損の発生区分に応じて計上 （例えば、利差損の予想額を、「数理債務－特別掛金収入現価」の比でそれぞれ計上）	(6) 規則第４７条に基づく次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための特例掛金 ・原則、基礎率によって見込むことができない短期的な積立不足の償却を目的に、事業主等からの資料等（一時的である旨の確認を含む）に基づき設定する。 ・「次回の財政再計算」とは、原則として法第５８条第１項に規定する「少なくとも５年ごとに行う財政再計算」を指す。ただし、「少なくとも５年ごとに行う財政再計算」の前に規則第５０条各号に基づく財政再計算が予定されている場合は、当該財政再計算が次回の財政再計算となる。 ・次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の現価は、積立金の額（数理上資産額とし、別途積立金として留保する額の全部または一部及び承継事業所償却積立金を除くことが可能。）が責任準備金の額を下回ると予想される額の現価、または、積立金の額（純資産額）が最低積立基準額を下回ると予想される額の現価とする。 ・特例掛金は、加入者数の減少に配慮して設定する。（例えば一定額で償却） ・拠出の終了日は次回の財政再計算による新掛金適用予定日の前日とする。（当該積立不足の予想額は、次回の財政再計算による新掛金適用予定日を予定償却完了日とする期間で元利均等償却するものであり、積立不足が発生すると予測される期間で元利均等償却するわけではないことに留意すること。） ・拠出の終了日までに法第５８条又は法第６２条に基づく財政再計算を行う場合は、当該財政再計算時に特例掛金を設定し直すことができる。 ・給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに特例掛金を算定する。	〔例示〕 ・直近の予算作成時に使用した年金資産等を合理的に補正したものに基づき予想運用利回りが予定利率を下回る額（下回る年数分） ・加入者規模が著しく予定を下回る場合の掛金収入減少見込額（掛金を定率法あるいは定額法で定めている場合） ・脱退および昇給の実績が予定と著しく乖離する場合に見込まれる脱退差損および昇給差損の額（過去の実績から合理的に推計した額） ・予定利率を変更する場合等、積立不足の予想額の計算基礎が変更になる場合は見直す。

第４節　財政検証

変更後		変更前	
１．継続基準の財政検証 【経過措置】 ○新基準に基づく財政計算を行うまでの間は、改正前の責任準備金の算定方法に従うことに留意する。		１．継続基準の財政検証 【経過措置】 ○新基準に基づく財政計算を行うまでの間は、改正前の責任準備金の算定方法に従うことに留意する。	
(1)規則第５３条第１項に定める責任準備金の算定方法 責任準備金 ＝給付現価 － 掛金収入現価 － 追加拠出可能額現価	○給付区分特例を実施している場合であっても、継続基準の財政検証は、給付区分ごとに行うのではなく、制度全体で行うこと。	(1)規則第５３条第１項に定める責任準備金の算定方法 責任準備金 ＝給付現価 － 掛金収入現価 － 追加拠出可能額現価	○給付区分特例を実施している場合であっても、継続基準の財政検証は、給付区分ごとに行うのではなく、制度全体で行うこと。
ただし、給付現価 ＝ 通常予測給付現価 ＋ 財政悪化リスク相当額 ＋ 特例掛金収入現価	○特別掛金収入現価（規則第４６条に定める過去勤務債務を償却するための掛金の収入現価）	ただし、給付現価 ＝ 通常予測給付現価 ＋ 財政悪化リスク相当額 ＋ 特例掛金収入現価	○特別掛金収入現価（規則第４６条に定める過去勤務債務を償却するための掛金の収入現価）
掛金収入現価 ＝ 標準掛金収入現価 ＋ 補足掛金の予想額の現価 ＝ 標準掛金収入現価 ＋ 特別掛金収入現価 ＋ リスク対応掛金収入現価 ＋ 特例掛金収入現価	○特例掛金収入現価（規則第４７条に定める次回財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための掛金の収入現価） ・前回の財政計算において、次回財政再計算までに発生する積立不足の予想額を計上した場合に発生する。 ・算定にあたっては、前回財政計算時に見込んだ予想額の前提を使用する。 つまり、見込む場合は、 当該予想額の現価 ＝特例掛金収入現価 となるよう算定する。 ・特例掛金収入現価は、規約上特例掛金率及び当該特例掛金の残余償却年数に基づく現価率を使用して算出する。	掛金収入現価 ＝ 標準掛金収入現価 ＋ 補足掛金の予想額の現価 ＝ 標準掛金収入現価 ＋ 特別掛金収入現価 ＋ リスク対応掛金収入現価 ＋ 特例掛金収入現価	○特例掛金収入現価（規則第４７条に定める次回財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための掛金の収入現価） ・前回の財政計算において、次回財政再計算までに発生する積立不足の予想額を計上した場合に発生する。 ・算定にあたっては、前回財政計算時に見込んだ予想額の前提を使用する。 つまり、見込む場合は、 当該予想額の現価 ＝特例掛金収入現価 となるよう算定する。
追加拠出可能額現価 ＝ Min（Max（財政悪化リスク相当額 ＋ 別途積立金 ＋ 承継事業所償却積立金 －リスク充足額 ， 0），財政悪化リスク相当額） リスク充足額 ＝ Max（積立金 ＋ 掛金収入現価（特例掛金収入現価を除く） － 通常予測給付現価 ， 0） 数理債務 ＝ 通常予測給付現価 ＋ 特例掛金収入現価 － 標準掛金収入現価		追加拠出可能額現価 ＝ Min（Max（財政悪化リスク相当額 ＋ 別途積立金 ＋ 承継事業所償却積立金 －リスク充足額 ， 0），財政悪化リスク相当額） リスク充足額 ＝ Max（積立金 ＋ 掛金収入現価（特例掛金収入現価を除く） － 通常予測給付現価 ， 0） 数理債務 ＝ 通常予測給付現価 ＋ 特例掛金収入現価 － 標準掛金収入現価	
上記算式中の「標準掛金収入現価」、「特別掛金収入現価」、「リスク対応掛金収入現価」、「特例掛金収入現価」はいずれも規約上掛金にて算定する。	○リスク対応掛金収入現価（規則第４６条の２に定める財政悪化リスク相当額に係る掛金の収入現価） ○積立金は、別途積立金を含む金額。	上記算式中の「標準掛金収入現価」、「特別掛金収入現価」、「リスク対応掛金収入現価」、「特例掛金収入現価」はいずれも規約上掛金にて算定する。	○リスク対応掛金収入現価（規則第４６条の２に定める財政悪化リスク相当額に係る掛金の収入現価） ○積立金は、別途積立金を含む金額。
〔留意事項〕 ①財政方式並びに規則第４３条に定める基礎率及び財政悪化リスク相当額について ・ 前回財政計算において用いたものをそのまま使用する。（規則第５３条第２項）将来加入者を見込む財政方式の場合は、前回の財政計算において用いた方式に準じて算定する。（掛金算定上将来	○前回財政計算において、予定新規加入者を見込む上で、将来の加入者規模を一定としていない場合、	〔留意事項〕 ①財政方式並びに規則第４３条に定める基礎率及び財政悪化リスク相当額について ・ 前回財政計算において用いたものをそのまま使用する。（規則第５３条第２項）将来加入者を見込む財政方式の場合は、前回の財政計算において用いた方式に準じて算定する。（掛金算定上将来	

変更後		変更前	
加入者を見込まない財政方式の場合は財政検証時も将来加入者を見込まない）	あるいは予定昇給指数に将来の賃金の変動を見込んでいる場合で、前回財政計算の基準日における加入者数及び平均給与の額に対する割合として見込んでいない場合は、前回財政計算において用いた算定方法の趣旨が損なわれない見込み方によること。 （例示） 新規加入者の賃金の変動を見込んだ場合 すなわち、当初、 １年後　　２年後 Bx→(1+β)Bx→(1+β)（1+β)Bx→・・・ Bx…将来加入者の給与見込額 β…計算上見込んだ賃金上昇の変動率（ベア率） と見込んでいたものが、１年後実績値にずれが生じ(1+β)Bxから(1+β’)Bxとなった場合、 １年後　　２年後 (1+β’)Bx→(1+β’)（1+β)Bx→・・・ として、新たなスタート値のみを置き換え、ずれが生じた年度以降は、(1+β)で再度見込んでいくイメージである。 →β’は、全加入者の平均給与の額の上昇分と一致させる方法の他、新規加入者の賃金実績の上昇分を勘案して決定する方法等もありうる。	加入者を見込まない財政方式の場合は財政検証時も将来加入者を見込まない）	
・前回財政計算を旧基準で行っている場合においては、財政悪化リスク相当額をゼロとする。 ②追加拠出可能額現価の算定における別途積立金について ・別途積立金は、前年度剰余金の処分、前年度不足金の処理、期中の別途積立金の積増し及び取崩しを行った後の別途積立金の額を記入する。 ③リスク充足額の算定における積立金の評価について ・積立金の額は、掛金の額の計算に用いる積立金の額の評価の方法を用いて計算する。（規則第６３条第１項） ④給付現価および収入現価の算定においての先日付の制度変更等	※当年度剰余金処分あるいは当年度不足金の処理を行う前の額であることに留意すること。 ※制度変更内容等を財政検証に織	・前回財政計算を旧基準で行っている場合においては、財政悪化リスク相当額をゼロとする。 ②追加拠出可能額現価の算定における別途積立金について ・別途積立金は、前年度剰余金の処分、前年度不足金の処理、期中の別途積立金の積増し及び取崩しを行った後の別途積立金の額を記入する。 ③リスク充足額の算定における積立金の評価について ・積立金の額は、掛金の額の計算に用いる積立金の額の評価の方法を用いて計算する。（規則第６３条第１項） ④給付現価および収入現価の算定においての先日付の制度変更等	※当年度剰余金処分あるいは当年度不足金の処理を行う前の額であることに留意すること。 ※制度変更内容等を財政検証に織

変更後		変更前	
の繰り込みかたについて ・原則として、財政検証の(作業)時点において承認あるいは認可されている制度変更内容等は、財政検証に織り込む。 ・ただし、申請中であってもその内容を織り込むこと、または、承認あるいは認可がなされていてもその内容を織り込まないことが合理的であると認められる場合には、原則に従わないことも可とする。	り込む場合、財政悪化リスク相当額も併せて当該制度変更等のものを反映する。 (例示) ・承認あるいは認可はなされていないが、基準日と変更日の間に財政検証日があり、計算処理の連続性の観点から財政検証に変更内容を織り込むことが好ましい場合	の繰り込みかたについて ・原則として、財政検証の(作業)時点において承認あるいは認可されている制度変更内容等は、財政検証に織り込む。 ・ただし、申請中であってもその内容を織り込むこと、または、承認あるいは認可がなされていてもその内容を織り込まないことが合理的であると認められる場合には、原則に従わないことも可とする。	り込む場合、財政悪化リスク相当額も併せて当該制度変更等のものを反映する。
(2)許容繰越不足金(規則第５６条に規定する額) 許容繰越不足金は規則第５６条第１号から第３号までに掲げる方法のうち事業主等であらかじめ定めた方法により算定する。 〔留意事項〕 ①許容繰越不足金の算定基準の変更要件 算定基準(※)については原則継続的に使用すること。 ただし、給付額の大幅な見直し、資産の評価方法の変更等、合理的な理由がある場合は算定方法を変更することができる。 ※規則第５６条第１号から第３号までの適用基準、規則第５６条第１号及び第２号に定める「規約に定める率」の数値 ②規則第５６条第１号の「20年間の標準掛金額の予想額の現価」 財政検証の基準日において標準掛金の年額を合理的に算定し、当該額に20年の確定年金現価率(※)を乗じて算定することができる。 ※責任準備金の計算に使用した予定利率で算定したもの (3)積立金の額の評価 財政再計算の要否の判定において、積立金の額は、掛金の額の計算に用いる積立金の額の評価の方法を用いて計算する(規則第６３条第1項)。		(2)許容繰越不足金(規則第５６条に規定する額) 許容繰越不足金は規則第５６条第１号から第３号までに掲げる方法のうち事業主等であらかじめ定めた方法により算定する。 〔留意事項〕 ①許容繰越不足金の算定基準の変更要件 算定基準(※)については原則継続的に使用すること。 ただし、給付額の大幅な見直し、資産の評価方法の変更等、合理的な理由がある場合は算定方法を変更することができる。 ※規則第５６条第１号から第３号までの適用基準、規則第５６条第１号及び第２号に定める「規約に定める率」の数値 ②規則第５６条第１号の「20年間の標準掛金額の予想額の現価」 財政検証の基準日において標準掛金の年額を合理的に算定し、当該額に20年の確定年金現価率(※)を乗じて算定することができる。 ※責任準備金の計算に使用した予定利率で算定したもの (3)積立金の額の評価 財政再計算の要否の判定において、積立金の額は、掛金の額の計算に用いる積立金の額の評価の方法を用いて計算する(規則第６３条第1項)。	
２．非継続基準の財政検証 (1)最低保全給付 ○先日付の制度変更を財政検証の数理債務算定に繰込む場合、原則として最低保全給付の算定にも繰込むこととする。 ①規則第５４条第１項についての適用基準 ○財政検証日において年金受給者又は受給待期脱退者である者 (ⅰ)年金受給者 財政検証日において裁定済みの年金額 (ⅱ)受給待期脱退者 財政検証日現在の規約に基づく年金額	○給付区分特例を実施している場合であっても、非継続基準の財政検証は、給付区分ごとに行うのではなく、制度全体で行うこと。 ・財政検証日において加入者か受給者等かの区分は、給付区分(グループ区分を採っている場合を含む)毎に取り扱う。	２．非継続基準の財政検証 (1)最低保全給付 ①規則第５４条第１項についての適用基準	○給付区分特例を実施している場合であっても、非継続基準の財政検証は、給付区分ごとに行うのではなく、制度全体で行うこと。

変更後		変更前	
○財政検証日において加入者である者 ・最低保全給付は規則第５４条第１項第１号に定める方法（以下「1号方法」という）、規則第５４条第１項第２号に定める方法（以下「2号方法」という）、又は「これらに準ずる方法」によるものとし、あらかじめ規約に定める。 ・「これらに準ずる方法」とは上記「1号方法」及び「2号方法」を組み合わせた方法をいう。組み合わせるにあたっては、方法が異なることにより発生する最低積立基準額の乖離に十分留意すること。 ・最低保全給付の決定（各方法の選択及び「2号方法」における「加入者の年齢に応じて定めた率」の決定）は事業主等が主体的に行うものとする。 ア.1号方法 (ア)規則第５４条第１項第１号に定める「加入者の資格を喪失する標準的な年齢」（以下「標準資格喪失年齢」という）について 標準資格喪失年齢は、事業主等が決定することとなるが、年金数理人は、事業主等より意見を求められた場合には、次の諸点を参考に意見を述べること。 ・妥当と判断される標準資格喪失年齢としては、次のようなものが考えられること。 ａ．母体企業に定年制がある場合、その定年年齢。 なお、定年年齢が複数存在する場合は、過去３ヶ年間の実績脱退者数が最多となる年齢もしくは支給開始年齢以下の最も高い定年年齢とする。 ｂ．次の算式で計算される年齢。 $60+\left(\sum_{x=61}^{\omega}L_x\right)\Big/L_{60}$ Ｌｘ：予定脱退率から得られるｘ歳の予定残存者数 ｃ.加入者資格の範囲を定年年齢前の一定年齢までとしている場合は、当該一定年齢 ｄ．その他合理的な理由が存在する年齢。 ・標準資格喪失年齢は、給付区分ごとに決めることが出来る。なお、同一給付区分内での標準資格喪失年齢の複数使用は不可とする。 ・標準資格喪失年齢の変更は原則として次の場合に限り、変更に当たっては厚生労働省の承認または認可が必要となる。（規約変更を伴うため）	・母体企業の定年制が一定日（例えば定年到達後の年度末）に集約される場合であっても、割引計算、年金現価率等は満年齢のものを使用することも可。 （例示） 過去３年間の脱退実績において特定の高年齢における脱退が顕著に現われており、その脱退事由に継続性が認められる等 （例示） 再計算作業の際、過去の退職実績に大幅な変動が見受けられ、	・最低保全給付は規則第５４条第１項第１号に定める方法（以下「1号方法」という）、規則第５４条第１項第２号に定める方法（以下「2号方法」という）、又は「これらに準ずる方法」によるものとし、あらかじめ規約に定める。 ・「これらに準ずる方法」とは上記「1号方法」及び「2号方法」を組み合わせた方法をいう。組み合わせるにあたっては、方法が異なることにより発生する最低積立基準額の乖離に十分留意すること。 ・最低保全給付の決定（各方法の選択及び「2号方法」における「加入者の年齢に応じて定めた率」の決定）は事業主等が主体的に行うものとする。 ア.1号方法 (ア)規則第５４条第１項第１号に定める「加入者の資格を喪失する標準的な年齢」（以下「標準資格喪失年齢」という）について 標準資格喪失年齢は、事業主等が決定することとなるが、年金数理人は、事業主等より意見を求められた場合には、次の諸点を参考に意見を述べること。 ・妥当と判断される標準資格喪失年齢としては、次のようなものが考えられること。 ａ．母体企業に定年制がある場合、その定年年齢。 なお、定年年齢が複数存在する場合は、過去３ヶ年間の実績脱退者数が最多となる年齢もしくは支給開始年齢以下の最も高い定年年齢とする。 ｂ．次の算式で計算される年齢。 $60+\left(\sum_{x=61}^{\omega}L_x\right)\Big/L_{60}$ Ｌｘ：予定脱退率から得られるｘ歳の予定残存者数 ｃ．加入者資格の範囲を定年年齢前の一定年齢までとしている場合は、当該一定年齢 ｄ．その他合理的な理由が存在する年齢。 ・標準資格喪失年齢は、給付区分ごとに決めることが出来る。なお、同一給付区分内での標準資格喪失年齢の複数使用は不可とする。 ・標準資格喪失年齢の変更は原則として次の場合に限り、変更に当たっては厚生労働省の承認または認可が必要となる。（規約変更を伴うため）	（例示） 過去３年間の脱退実績において特定の高年齢における脱退が顕著に現われており、その脱退事由に継続性が認められる等

変更後		変更前	
・定年年齢の変更を行った場合。 ・その他実績退職年齢が大幅に変動する等合理的な理由がある場合。	この実績に基づき標準資格喪失年齢を見直すことを事業主等が要請する場合	・定年年齢の変更を行った場合。 ・その他実績退職年齢が大幅に変動する等合理的な理由がある場合。	
(イ)規則第５４条第１項第１号に定める「加入者が加入者の資格を取得した日から当該標準的な年齢に達するまでの加入者期間のうち当該事業年度の末日までの加入者期間にかかる分として定めた率」について 当該率は、「当該事業年度末時点までの加入者期間に応じて定まる係数（※）／標準資格喪失年齢までの加入者期間に応じて定まる係数」とすることを原則とする。（当該事業年度末時点から標準資格喪失年齢までの据置乗率は加味されないことになる） ※給付の額が退職事由により異なる場合は、自己都合その他これに準ずる事由により退職するときのもの。		(イ)規則第５４条第１項第１号に定める「加入者が加入者の資格を取得した日から当該標準的な年齢に達するまでの加入者期間のうち当該事業年度の末日までの加入者期間にかかる分として定めた率」について 当該率は、「当該事業年度末時点までの加入者期間に応じて定まる係数（※）／標準資格喪失年齢までの加入者期間に応じて定まる係数」とすることを原則とする。（当該事業年度末時点から標準資格喪失年齢までの据置乗率は加味されないことになる） ※給付の額が退職事由により異なる場合は、自己都合その他これに準ずる事由により退職するときのもの。	
(ウ)その他留意事項 ・給付額の算定に給与あるいはこれに類するものを使用する制度の最低保全給付算定にあたっては当該事業年度末時点で資格喪失したときに給付の算定基礎となるものを用いること。 ・老齢給付金として一時金を選択できる制度において、選択一時金と年金現価相当額（非継続基準の予定利率・予定死亡率により算定したもの）と丈比べを行い、大きい額を最低保全給付とする旨規約に定める場合の丈比べは、標準資格喪失年齢時点（基準日時点の年齢が標準資格喪失年齢を超えている場合は基準日時点）で行うこと。	・選択一時金と年金現価相当額との丈比べは財政検証時では行わないことも可とする。	(ウ)その他留意事項 ・給付額の算定に給与あるいはこれに類するものを使用する制度の最低保全給付算定にあたっては当該事業年度末時点で資格喪失したときに給付の算定基礎となるものを用いること。 ・老齢給付金として一時金を選択できる制度において、選択一時金と年金現価相当額（非継続基準の予定利率・予定死亡率により算定したもの）と丈比べを行い、大きい額を最低保全給付とする旨規約に定める場合の丈比べは、標準資格喪失年齢時点（基準日時点の年齢が標準資格喪失年齢を超えている場合は基準日時点）で行うこと。	・選択一時金と年金現価相当額との丈比べは財政検証時では行わないことも可とする。
イ．2号方法 （ア）規則第５４条第１項第２号に定める「加入者の年齢に応じて定めた率」について 「加入者の年齢に応じて定めた率」の決定にあたって、年金数理人は事業主等から意見を求められた場合には、次の諸点を参考に意見を述べること。 ・支給開始年齢に達した者は「１」となるように設定すること ・残余財産の分配に使用することに配慮し、労使間（基金型の場合は代議員会）で十分検討のうえ、決定する必要があること ・率の設定方法によっては、年金と一時金の最低積立基準額に乖離が発生する可能性があること ・年金と一時金の最低積立基準額の乖離を無くす方法としては、一時金に割引現価率を乗ずる方法が考えられること（右記①参照）	・「加入者の年齢に応じて定めた率」について、年金、一時金の受給資格に応じて異なる率を定めることも可 （加入者の年齢に応じて定めた率の例示） ①一時金を割引いた額を最低保全給付とする場合 年金は１、一時金は定年からの割引現価率（制度の据置乗率の逆数） ②加入期間を基準とする方法 年金、一時金とも（基準日における年齢―加入年齢）／（最終年齢―加入年齢）と設定する。 X歳の率＝(X－Xe)/(Xr－Xe) Ｘ：基準日における年齢 Xe：加入年齢 Xr：最終年齢 ③給与モデルを基準とする方法	イ．2号方法 （ア）規則第５４条第１項第２号に定める「加入者の年齢に応じて定めた率」について 「加入者の年齢に応じて定めた率」の決定にあたって、年金数理人は事業主等から意見を求められた場合には、次の諸点を参考に意見を述べること。 ・支給開始年齢に達した者は「１」となるように設定すること ・残余財産の分配に使用することに配慮し、労使間（基金型の場合は代議員会）で十分検討のうえ、決定する必要があること ・率の設定方法によっては、年金と一時金の最低積立基準額に乖離が発生する可能性があること ・年金と一時金の最低積立基準額の乖離を無くす方法としては、一時金に割引現価率を乗ずる方法が考えられること（右記①参照）	・「加入者の年齢に応じて定めた率」について、年金、一時金の受給資格に応じて異なる率を定めることも可 （加入者の年齢に応じて定めた率の例示） ①一時金を割引いた額を最低保全給付とする場合 年金は１、一時金は定年からの割引現価率（制度の据置乗率の逆数） ②加入期間を基準とする方法 年金、一時金とも（基準日における年齢―加入年齢）／（最終年齢―加入年齢）と設定する。 X歳の率＝(X－Xe)/(Xr－Xe) Ｘ：基準日における年齢 Xe：加入年齢 Xr：最終年齢 ③給与モデルを基準とする方法

変更後		変更前	
	年金、一時金とも予定昇給率（指数）を用いて設定する X歳の率＝ $\sum_{y=Xe}^{X} b_y \Big/ \sum_{y=Xe}^{Xr} b_y$ by：ｙ歳の予定昇給率 または X歳の率＝$B_x \Big/ B_{Xr}$ Bx：x歳の予定昇給指数 ④年齢群団別に設定する方法 年金、一時金とも 60歳：1 50歳以上60歳未満：0.9 40歳以上50歳未満：0.8 30歳以上40歳未満：0.7 20歳以上30歳未満：0.6 ⑤年齢で定まる関数で設定する方法 最終年齢が６０歳であれば0.025ｘ―0.5で率を設定する。 ｘ：基準日の翌日における加入者の年齢 ⑥最低積立基準額の算定に用いる「給付の再評価に用いる指標の予測（再評価率）」を用いる方法（キャッシュバランスプランの場合）「１／（１＋再評価率）規約上の支給開始年齢－現在年齢」を「加入者の年齢に応じて定めた率」とする旨規約に定める。		年金、一時金とも予定昇給率（指数）を用いて設定する X歳の率＝ $\sum_{y=Xe}^{X} b_y \Big/ \sum_{y=Xe}^{Xr} b_y$ by：ｙ歳の予定昇給率 または X歳の率＝$B_x \Big/ B_{Xr}$ Bx：x歳の予定昇給指数 ④年齢群団別に設定する方法 年金、一時金とも 60歳：1 50歳以上60歳未満：0.9 40歳以上50歳未満：0.8 30歳以上40歳未満：0.7 20歳以上30歳未満：0.6 ⑤年齢で定まる関数で設定する方法 最終年齢が６０歳であれば0.025ｘ―0.5で率を設定する。 ｘ：基準日の翌日における加入者の年齢 ⑥最低積立基準額の算定に用いる「給付の再評価に用いる指標の予測（再評価率）」を用いる方法（キャッシュバランスプランの場合）「１／（１＋再評価率）規約上の支給開始年齢－現在年齢」を「加入者の年齢に応じて定めた率」とする旨規約に定める。
（イ）その他留意事項 ・「当事業年度の末日において当該加入者が加入者の資格を喪失した場合に支給されることになる老齢給付金の額又は脱退一時金の額」算定にあたっては自己都合その他これに準ずる事由により退職するときのものを用いること。		（イ）その他留意事項 ・「当事業年度の末日において当該加入者が加入者の資格を喪失した場合に支給されることになる老齢給付金の額又は脱退一時金の額」算定にあたっては自己都合その他これに準ずる事由により退職するときのものを用いること。	
・老齢給付金として一時金を選択できる制度において、選択一時金と年金現価相当額（非継続基準の予定利率・予定死亡率により算定したもの）と丈比べを行い、大きい額を最低保全給付とする旨規約に定める場合の丈比べは支給開始時点で選択一時金を選択するものとして行い、最低保全給付算定にあたっては「加入者の年齢に応じて定めた率」は、年金受給資格の場合の率を用いること。	・選択一時金と年金現価相当額との丈比べは財政検証時では行わないことも可とする。	・老齢給付金として一時金を選択できる制度において、選択一時金と年金現価相当額（非継続基準の予定利率・予定死亡率により算定したもの）と丈比べを行い、大きい額を最低保全給付とする旨規約に定める場合の丈比べは支給開始時点で選択一時金を選択するものとして行い、最低保全給付算定にあたっては「加入者の年齢に応じて定めた率」は、年金受給資格の場合の率を用いること。	・選択一時金と年金現価相当額との丈比べは財政検証時では行わないことも可とする。
・再評価を行う場合、事業年度の末日において再評価後の累計額が当該再評価を行わなかった場合の累計額を下回る場合には、当該再評価を行わなかった場合の累計額を用いて計算すること。	・再評価後の各人の累計額が、再評価を行わなかった場合の各人の累計額を下回っている場合であっても、年金財政への影響を勘案した上で、財政検証においては一律に再評価後（または再評価前）の累計額を用いて計算すること	・再評価を行う場合、事業年度の末日において再評価後の累計額が当該再評価を行わなかった場合の累計額を下回る場合には、当該再評価を行わなかった場合の累計額を用いて計算すること。	・再評価後の各人の累計額が、再評価を行わなかった場合の各人の累計額を下回っている場合であっても、年金財政への影響を勘案した上で、財政検証においては一律に再評価後（または再評価前）の累計額を用いて計算すること

変更後		変更前	
	も可とする。		も可とする。
②規則第５４条第２項に定める「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」について 控除前の最低保全給付から当該控除できる額を控除して最低積立基準額を計算するのが原則であるが、財政検証において最低積立基準額を算出する過程においては、控除前の最低保全給付に基づく最低積立基準額合計額から最低保全給付から控除できる額の現価を差し引く手順を踏むことも可とする。	・「最低保全給付から控除できる額の現価」の算定方法は「(2)最低積立基準額－②－イ」参照。	②規則第５４条第２項に定める「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」について 控除前の最低保全給付から当該控除できる額を控除して最低積立基準額を計算するのが原則であるが、財政検証において最低積立基準額を算出する過程においては、控除前の最低保全給付に基づく最低積立基準額合計額から最低保全給付から控除できる額の現価を差し引く手順を踏むことも可とする。	・「最低保全給付から控除できる額の現価」の算定方法は「(2)最低積立基準額－②－イ」参照。
(2)最低積立基準額（法第６０条第３項） ①最低積立基準額の算定方法（一般事項） 〔算定にあたっての各方法の留意事項〕 ア．1号方法 最低保全給付を標準資格喪失年齢時点（年金の場合で規約上の支給開始年齢が標準資格喪失年齢よりも高い場合は規約上の支給開始年齢）で評価することを踏まえ、年金、一時金とも標準資格喪失年齢（年金の場合で規約上の支給開始年齢が標準資格喪失年齢よりも高い場合は規約上の支給開始年齢）から基準日時点の年齢まで割り引くこと。 イ．2号方法 最低保全給付を基準日時点（年金（選択一時金）の場合は支給開始時点）で評価することを踏まえ、一時金は割り引かず、年金（選択一時金）は支給開始時点より現時点まで割り引くこと。		(2)最低積立基準額（法第６０条第３項） ①最低積立基準額の算定方法（一般事項） 〔算定にあたっての各方法の留意事項〕 ア．1号方法 最低保全給付を標準資格喪失年齢時点(年金の場合で規約上の支給開始年齢が標準資格喪失年齢よりも高い場合は規約上の支給開始年齢）で評価することを踏まえ、年金、一時金とも標準資格喪失年齢(年金の場合で規約上の支給開始年齢が標準資格喪失年齢よりも高い場合は規約上の支給開始年齢)から基準日時点の年齢まで割り引くこと。 イ．2号方法 最低保全給付を基準日時点（年金（選択一時金）の場合は支給開始時点）で評価することを踏まえ、一時金は割り引かず、年金（選択一時金）は支給開始時点より現時点まで割り引くこと。	
②最低積立基準額算定（詳細事項） ○以下で使用する算式における記号の説明（共通） ｊ：「確定給付企業年金法施行規則第５５条第１項第１号」に規定する予定利率 ｒ：標準支給開始年齢 ｓ：規約上の支給開始年齢 ｘ：計算基準日現在の年齢 τ：標準資格喪失年齢 ア．1号方法	・「標準支給開始年齢」 標準支給開始年齢は次のように定義する。 標準支給開始年齢＝ Ｍａｘ（標準資格喪失年齢、規約上の支給開始年齢） ・加入者拠出に基づいて設計されている給付（例えば、支給率が加入者拠出金の額に基づいて設計されている場合等。以下、加入者拠出に基づく給付という。）を含む場合、加入者について、規約に定めている場合は例えば次の通りにす		

変更後		変更前	
	ることができる。 ①一時金受給資格者 最低積立基準額＜加入者拠出に基づく給付金額のとき 最低保全給付＝加入者拠出に基づく給付＝最低積立基準額 ②年金受給資格者 最低積立基準額＜加入者拠出に基づく給付の選択一時金額　のとき 最低保全給付＝加入者拠出に基づく給付、最低積立基準額＝加入者拠出に基づく給付の選択一時金額		
［共通の記号］ ${}_{n|}a_x^{j}$：「確定給付企業年金法施行規則第５５条第１項第１号及び第２号」に規定する予定利率、予定死亡率及び規約上の給付設計に基づいて計算されたｎ年据置終身年金現価率（＊年確定年金現価率（$a_{\overline{*|}}^{j}$）の場合も同様に扱う） ＊：（規約による）保証［残余］期間	・例えば給付設計が、逓増年金等であれば、その要素を年金現価率に加味させる。		
（ｉ）年金受給者 最低保全給付×（$a_{\overline{*|}}^{j}$ ＋ ${}_{*|}a_x^{j}$）			
（ⅱ）受給待期脱退者 ア．基準日における年齢が規約上の支給開始年齢以上の者 最低保全給付×（$a_{\overline{*|}}^{j}$ ＋ ${}_{*|}a_x^{j}$）			
イ．基準日における年齢が規約上の支給開始年齢未満の者 最低保全給付×（$v^{(s-x)}$ × $a_{\overline{*|}}^{j}$ ＋ ${}_{s+*-x|}a_x^{j}$）			
（ⅲ）加入者のうち年金受給資格者 ア．基準日における年齢が標準支給開始年齢以上の者 最低保全給付×（$a_{\overline{*|}}^{j}$ ＋ ${}_{*|}a_x^{j}$）			
イ．基準日における年齢が標準支給開始年齢未満の者 最低保全給付×（$v^{(r-x)}$ × $a_{\overline{*|}}^{j}$ ＋ ${}_{r+*-x|}a_x^{j}$）			
（ⅳ）加入者のうち一時金受給資格者 最低保全給付×$v^{(\tau-x)}$ ｖ：１／（１＋ｊ）	式において、 τ－ｘ＜０の時は、 τ－ｘ＝０とみなす。		

変更後		変更前	
イ．2号方法	・加入者拠出に基づいて設計されている給付（例えば、支給率が加入者拠出金の額に基づいて設計されている場合等。以下、加入者拠出に基づく給付という。）を含む場合、加入者について、規約に定めている場合は例えば次の通りにすることができる。 ①一時金受給資格者 最低積立基準額＜加入者拠出に基づく給付金額のとき 最低保全給付＝加入者拠出に基づく給付＝最低積立基準額 ②年金受給資格者 最低積立基準額＜加入者拠出に基づく給付の選択一時金額　のとき 最低保全給付＝加入者拠出に基づく給付、最低積立基準額＝加入者拠出に基づく給付の選択一時金額		
［共通の記号］ ${}_{n\vert}a_x^{j}$：「確定給付企業年金法施行規則第５５条第１項第１号及び第２号」に規定する予定利率、予定死亡率及び規約上の給付設計に基づいて計算されたｎ年据置終身年金現価率（＊年確定年金現価率（$a_{*\vert}^{\ j}$）の場合も同様に扱う） ＊：（規約による）保証［残余］期間	・例えば給付設計が、逓増年金等であれば、その要素を年金現価率に加味させる。		
（ｉ）年金受給者 最低保全給付×（$a_{*\vert}^{\ j} \pm {}_{*\vert}a_x^{j}$）			
（ⅱ）受給待期脱退者 ア．基準日における年齢が規約上の支給開始年齢以上の者 最低保全給付×（$a_{*\vert}^{\ j} \pm {}_{*\vert}a_x^{j}$） イ．基準日における年齢が規約上の支給開始年齢未満の者 最低保全給付×（$v^{(s-x)} \times a_{*\vert}^{\ j} \pm {}_{s+*-x\vert}a_x^{j}$）			
（ⅲ）加入者のうち年金受給資格者 ア．基準日における年齢が規約上の支給開始年齢以上の者 最低保全給付×（$a_{*\vert}^{\ j} \pm {}_{*\vert}a_x^{j}$） イ．基準日における年齢が規約上の支給開始年齢未満の者			

変更後		変更前	
最低保全給付×（$v^{(s-x)}$ × $a^{j}_{\overline{*}\vert}$ ＋ $_{s+*-x\vert}a^{j}_{x}$） (ⅳ)加入者のうち一時金受給資格者 最低保全給付			
③最低積立基準額算定（留意事項） ア．給付の再評価又は額の改定を行う制度の場合 ・給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合の最低積立基準額の算定における当該再評価および額の改定に用いる指標（規則第５５条第２項）は規約に定めるものとする。 ・最低積立基準額の算定にあたっては、規約に定めた指標により将来の再評価を織り込むこと。 ・1号方法の場合、標準資格喪失年齢時点（基準日時点の年齢が標準資格喪失年齢を超えている場合は基準日時点）において再評価後の累計額が当該再評価を行わなかった場合の累計額を下回る場合には、当該再評価を行わなかった場合の累計額を用いて計算すること。	（例示） ・直前の財政計算の基準日において規約に定める再評価等に用いる指標の過去〇年間の平均値を用いる。 ・年金の額の改定に用いる指標の下限として規約に定める率を用いる（規則第２８条第２項第２号ロにより額改定を行っている場合）。 ・再評価後の各人の累計額が、再評価を行わなかった場合の各人の累計額を下回っている場合であっても、年金財政への影響を勘案した上で、財政検証においては一律に再評価後（または再評価前）の累計額を用いて計算することも可とする。	②最低積立基準額算定（留意事項） ア．給付の再評価又は額の改定を行う制度の場合 ・給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合の最低積立基準額の算定における当該再評価および額の改定に用いる指標（規則第５５条第２項）は規約に定めるものとする。 ・最低積立基準額の算定にあたっては、規約に定めた指標により将来の再評価を織り込むこと。 ・1号方法の場合、標準資格喪失年齢時点（基準日時点の年齢が標準資格喪失年齢を超えている場合は基準日時点）において再評価後の累計額が当該再評価を行わなかった場合の累計額を下回る場合には、当該再評価を行わなかった場合の累計額を用いて計算すること。	（例示） ・直前の財政計算の基準日において規約に定める再評価等に用いる指標の過去〇年間の平均値を用いる。 ・年金の額の改定に用いる指標の下限として規約に定める率を用いる（規則第２８条第２項第２号ロにより額改定を行っている場合）。 ・再評価後の各人の累計額が、再評価を行わなかった場合の各人の累計額を下回っている場合であっても、年金財政への影響を勘案した上で、財政検証においては一律に再評価後（または再評価前）の累計額を用いて計算することも可とする。
イ．「最低保全給付から控除できる額の現価」（以下「未認識額」という）の計算方法について 「未認識額＝〔給付改善時の最低積立基準額の差額×｛５－（給付改善時から基準日までの年数）｝／５〕の合計」により算定することを原則とする。 ただし、給付改善時の非継続基準の予定利率と基準日時点の予定利率の関係により必要に応じて調整(※)を行うこと。 (※)給付改善時の最低積立基準額の差額に$\{(1+i)/(1+j)\}^{20}$を乗ずる等(但し、ｉ=給付改善時の非継続基準の予定利率、j=基準日時点の非継続基準の予定利率)		イ．「最低保全給付から控除できる額の現価」（以下「未認識額」という）の計算方法について 「未認識額＝〔給付改善時の最低積立基準額の差額×｛５－（給付改善時から基準日までの年数）｝／５〕の合計」により算定することを原則とする。 ただし、給付改善時の非継続基準の予定利率と基準日時点の予定利率の関係により必要に応じて調整(※)を行うこと。 (※)給付改善時の最低積立基準額の差額に$\{(1+i)/(1+j)\}^{20}$を乗ずる等(但し、ｉ=給付改善時の非継続基準の予定利率、j=基準日時点の非継続基準の予定利率)	
(3)積立不足に伴って拠出する掛金額・拠出方法 （略） ３．積立上限額 （略） ４．データ基準日	（略） （略）	(3)積立不足に伴って拠出する掛金額・拠出方法 （略） ３．積立上限額 （略） ４．データ基準日	（略） （略）

変更後		変更前	
（略）	（略）	（略）	（略）
５．積立金の評価 （略）	（略）	５．積立金の評価 （略）	（略）
(5)資産の評価の方式及び数理的評価の方式の特徴と選択にあたっての留意点 ①評価の方式について 以下のように分類されるが、資産の実質的価値を年金財政に反映させるという観点からいえば、時価が原則となる。 ａ.時価 （特徴） ・評価額は時価そのものであるため、わかりやすい。(簡明さを選択のポイントとしたい事業主等への推奨方式) （留意点） ・時価が短期間で急激に変動した場合は、財政運営にダイレクトに影響を与える。 ｂ.数理的評価による方式 （特徴） ・時価を平滑化したため、時価の傾向を反映するとともに、時価の短期的な変動を吸収する性質がある。(平滑化を選択のポイントとしたい事業主等への推奨方式) （留意点） ・時価との多少なりの乖離が伴うこと、及びその乖離が財政運営へ与える影響について、常に留意しておく必要がある。(例えば、時価では継続基準抵触による財政再計算に該当しないが、数理的評価額を適用したことで該当するケースもあること等。) ｃ.数理的評価額と時価のいずれか小さい額とする方法 （特徴） ・財政的には、健全性を重視した財政運営となる。 ②数理的評価の方式について 以下のとおり分類されるが、決して方式の選択を一般論で縛ろうとするものではない。したがって、事業主等の個別性を加味した選択が結果的に下記の内容に合致していないこともありうる。 ａ.時価移動平均方式 （特徴） ・インカムを基準収益とするため（あるいは基準収益を０とするため)、ベースとなる部分（基準収益）が安定しており、評価額も他の方式と比べ安定している。(評価額の滑らかさを選択のポイントとしたい事業主等への推奨方式) （留意点） ・資産の構成要素によって、インカム水準が異なってくるため、インカムによる収益が時価ベース収益を下回る（上回る）状態が続くと、この評価額は時価を下触れ（上触れ）した水準で推移する。（基準収益を０とした場合も同様）	（略）	（略）	（略）

変更後		変更前	
b.収益差平滑化方式 （特徴） ・基本的に時価ベース収益に基づいて基準収益を決定するため、長期的にみると評価額は時価に連動する。ただし、平滑化期間が長いと連動するタイミングがずれることに留意すること。(時価水準になるべく連動することを選択のポイントとしたい事業主等への推奨方式） （留意点） ・この評価方式の導入当初は、基準収益率（時価ベース利回りの平均価）を算定する平均期間が短いため、時価の短期的な変動の影響を受けやすい。 c.評価損益平滑化方式 （特徴） ・簿価ベース収益を基準収益とするため、簿価基準と比較的近い水準で推移する。(簿価基準になるべく連動することを選択のポイントとしたい事業主等への推奨方式） （留意点） ・評価損益の実現度合いによって評価額の変動が起こるため、実現配当政策への配慮が必要となる場合がある。 ６．承継事業所償却積立金		６．承継事業所償却積立金	
（略）	（略）	（略）	（略）

第５節　財政計算

変更後		変更前	
【経過措置】 ○平成29年12月31日以前を計算基準日として行う財政計算について、旧基準で行うことができる。（なお、平成30年1月1日以後を計算基準日として行う財政計算については、必ず新基準で行うこと。）		【経過措置】 ○平成29年12月31日以前を計算基準日として行う財政計算について、旧基準で行うことができる。（なお、平成30年1月1日以後を計算基準日として行う財政計算については、必ず新基準で行うこと。）	
１．財政計算を行う場合 規則第４９条、第５０条、第５７条に基づき財政計算を行う場合は、実施する該当事由に応じて、標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金を算定する。 また、実施する該当事由に係わらず、財政計算毎に、適切な算定方法によって、財政悪化リスク相当額を算定する。（ただし、簡易な基準を使用している場合は、財政悪化リスク相当額を零とする。）	・実施する該当事由によっては、リスク対応掛金の算定は任意となることに留意する。 ・財政計算の計算基準日において、「財政悪化リスク相当額の算定に係る告示」第３条第１項第１号に該当する場合、当該財政計算において、特別算定方法によって、財政悪化リスク相当額を算定する。 〔補足〕 ・標準的な算定方法を用いている場合において、「財政悪化リスク相当額の算定に係る告示」第３条第１項第１号又は第２号に該当しても、それを理由として、直ちに特別算定方法を用いた財政計算を行う必要はない。ただし、該当時点が、他の事由による財政計算の計算基準日の場合、当該財政計算において、特別算定方法によって、財政悪化リスク相当額を算定する必要がある。	１．財政計算を行う場合 規則第４９条、第５０条、第５７条に基づき財政計算を行う場合は、実施する該当事由に応じて、標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金を算定する。 また、実施する該当事由に係わらず、財政計算毎に、適切な算定方法によって、財政悪化リスク相当額を算定する。（ただし、簡易な基準を使用している場合は、財政悪化リスク相当額を零とする。）	・実施する該当事由によっては、リスク対応掛金の算定は任意となることに留意する。 ・財政計算の計算基準日において、「財政悪化リスク相当額の算定に係る告示」第３条第１項第１号に該当する場合、当該財政計算において、特別算定方法によって、財政悪化リスク相当額を算定する。 〔補足〕 ・標準的な算定方法を用いている場合において、「財政悪化リスク相当額の算定に係る告示」第３条第１項第１号又は第２号に該当しても、それを理由として、直ちに特別算定方法を用いた財政計算を行う必要はない。ただし、該当時点が、他の事由による財政計算の計算基準日の場合、当該財政計算において、特別算定方法によって、財政悪化リスク相当額を算定する必要がある。
〔留意事項〕 (1)規則第５０条第４号の「掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合」とは以下のような場合が考えられる。 ・例示 ①加入者の資格又は給付設計の変更を行う場合であって、当該変更による年金財政への影響が軽微と判断できる場合。 ②権利義務の移転承継を行う場合において、年金財政への影響が軽微と判断できる場合。 (2) 規則第５０条第４号イの加入者数の大幅変動に該当した場合の扱いは以下のとおり。 ・財政検証日において、直近の財政計算の計算基準日から概ね20%の乖離が生じた場合は財政再計算を実施する。 ただし、財政の健全性が確保できる場合においては掛金率の洗い替え、基礎率の洗い替えを行わなくても良い。 （例示）	・財政検証において、データ基準日を計算基準日としていない場合は、加入者数の大幅変動の判定は、計算基準日で行う。	〔留意事項〕 (1)規則第５０条第４号の「掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合」とは以下のような場合が考えられる。 ・例示 ①加入者の資格又は給付設計の変更を行う場合であって、当該変更による年金財政への影響が軽微と判断できる場合。 ②権利義務の移転承継を行う場合において、年金財政への影響が軽微と判断できる場合。 (2) 規則第５０条第４号イの加入者数の大幅変動に該当した場合の扱いは以下のとおり。 ・財政検証日において、直近の財政計算の計算基準日から概ね２０%の乖離が生じた場合は財政再計算を実施する。	・財政検証において、データ基準日を計算基準日としていない場合は、加入者数の大幅変動の判定は、計算基準日で行う。

変更後		変更前	
・基礎率を見直すことにより、掛金率が低下する場合 ・次回財政再計算まで別途積立金が留保できる場合 ・掛金率の上昇が僅かであり、次回財政再計算で掛金の手当てが可能である場合など ・事業主等から２０％以上の大量脱退の情報が得られた場合等、年金財政の健全性の観点からより早期に基礎率の洗い替えが必要と判断される場合等は、財政検証を待たずに財政再計算を実施する。 ・簡易な基準を使用している場合や加入者数が少ない場合は、財政への影響を考慮した上で、加入者数の大幅変動による財政再計算を実施しないことも可。 (3) 規則第５０条第４号ハにおける令第４９条第２号に基づく財政再計算は権利義務を移転承継することを規約に定めたときに行うこととされており、規約に定めた後に実際の移受換が行われる場合に財政再計算を行うものではないことに留意すること。 (4)規則第５０条第４号ホに基づく財政再計算は例えば、次のような場合に実施する。 ・繰越不足金の解消を目的として実施する財政再計算 ・給付支払いのための積立金が不足することにより、規則第６４条の掛金を拠出した場合に実施する財政再計算 ・特別掛金の引下げもしくは廃止を目的として別途積立金を取り崩して実施する財政再計算 ・資産の評価方法の変更により実施する財政再計算 ・予定利率を変更することを目的として実施する財政再計算 ・リスク対応掛金を、新たに設定することを目的として実施する財政再計算 ・従来の事情が当てはまらなくなるような場合に、リスク対応掛金を変更することを目的として実施する財政再計算	・当該財政再計算において、繰越不足金がある場合には、繰越不足金を全額解消することが必要であることに留意する。 ・「恣意的な掛金拠出による過剰な損金算入を防止する」という観点から、「従来の事情が当てはまらなくなるような事情変更」が無い限り、リスク対応掛金は変更できないことに留意する。 （従来の事情が当てはまらなくなるような事情変更の例示） ・「財政悪化リスク相当額の算定に係る告示」別表に定められているリスク係数対象資産別のリスク係数が変更された場合。 ・資産額の大幅な変動。 ・政策的資産構成割合又は実際の資産構成割合が大幅に変更された場合。 ・政策的資産構成割合と実際の資産構成割合の乖離が大きい場合。	・事業主等から２０％以上の大量脱退の情報が得られた場合等、年金財政の健全性の観点からより早期に基礎率の洗い替えが必要と判断される場合等は、財政検証を待たずに財政再計算を実施する。 ・簡易な基準を使用している場合や加入者数が少ない場合は、財政への影響を考慮した上で、加入者数の大幅変動による財政再計算を実施しないことも可。 (3) 規則第５０条第４号ハにおける令第４９条第２号に基づく財政再計算は権利義務を移転承継することを規約に定めたときに行うこととされており、規約に定めた後に実際の移受換が行われる場合に財政再計算を行うものではないことに留意すること。 (4)規則第５０条第４号ホに基づく財政再計算は例えば、次のような場合に実施する。 ・繰越不足金の解消を目的として実施する財政再計算 ・給付支払いのための積立金が不足することにより、規則第６４条の掛金を拠出した場合に実施する財政再計算 ・特別掛金の引下げもしくは廃止を目的として別途積立金を取り崩して実施する財政再計算 ・資産の評価方法の変更により実施する財政再計算 ・予定利率を変更することを目的として実施する財政再計算 ・リスク対応掛金を、新たに設定することを目的として実施する財政再計算 ・従来の事情が当てはまらなくなるような場合に、リスク対応掛金を変更することを目的として実施する財政再計算	・当該財政再計算において、繰越不足金がある場合には、繰越不足金を全額解消することが必要であることに留意する。 ・「恣意的な掛金拠出による過剰な損金算入を防止する」という観点から、「従来の事情が当てはまらなくなるような事情変更」が無い限り、リスク対応掛金は変更できないことに留意する。 （従来の事情が当てはまらなくなるような事情変更の例示） ・「財政悪化リスク相当額の算定に係る告示」別表に定められているリスク係数対象資産別のリスク係数が変更された場合。 ・資産額の大幅な変動。 ・政策的資産構成割合又は実際の資産構成割合が大幅に変更された場合。 ・政策的資産構成割合と実際の資産構成割合の乖離が大きい場合。

変更後		変更前	
２．計算基準日および掛金適用日 （略）	（略）	２．計算基準日および掛金適用日 （略）	（略）

第６節　その他の事項

変更後		変更前	
１．加入者の存在しない確定給付企業年金の取扱い 　加入者の存在しない確定給付企業年金においても、積立金が数理債務（＝通常予測給付現価）を下回った額を過去勤務債務として通常どおり特別掛金として償却する。（標準掛金は存在しない） 　財政計算における財政悪化リスク相当額の算定、継続基準、非継続基準の財政検証も通常どおり行う。	・簡易な基準においては、財政悪化リスク相当額は零となるため、リスク対応掛金の拠出は行わない。	１．加入者の存在しない確定給付企業年金の取扱い 　加入者の存在しない確定給付企業年金においても、積立金が数理債務（＝通常予測給付現価）を下回った額を過去勤務債務として通常どおり特別掛金として償却する。（標準掛金は存在しない） 　財政計算における財政悪化リスク相当額の算定、継続基準、非継続基準の財政検証も通常どおり行う。	・簡易な基準においては、財政悪化リスク相当額は零となるため、リスク対応掛金の拠出は行わない。
（略）	（略）	（略）	（略）
１３．解散した厚生年金基金の残余財産を確定給付企業年金に交付する場合の留意事項 ・解散した厚生年金基金の残余財産を確定給付企業年金に交付する場合、規約で定めるところにより、残余財産を交付する者を定めることができる。 ・個人ごとに残余財産の一部を持ち込み、残りを一時金として受け取ることも可能。	平成２５年法律第６３号附則第３５条、平成２６年政令第７４号第４０条参照	１３．解散した厚生年金基金の残余財産を確定給付企業年金に交付する場合の留意事項 ・解散した厚生年金基金の残余財産を確定給付企業年金に交付する場合、規約で定めるところにより、残余財産を交付する者を定めることができる。 ・個人ごとに残余財産の一部を持ち込み、残りを一時金として受け取ることも可能。	平成２５年法律第６３号附則第３５条、平成２６年政令第７４号第４０条参照
１４．終了した確定給付企業年金の残余財産の分配（令第５７条） ・規則第５４条第２項に定める給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除する場合の最低積立基準額の例 控除すべき最低積立基準額の未認識額は〔給付改善時の最低積立基準額の差額 ×｛５－（給付改善時から基準日までの年数）｝／５〕の合計に加入者の最低積立基準額（控除前）を乗じた額に全体の最低積立基準額（控除前）を除した額とする。 各加入者の控除すべき最低積立基準額の未認識額に相当する給付の現価は、各加入者に対して按分したものとなる。 （合理的な按分方法の例示） 基準日時点で各加入者の最低積立基準額（控除前）の比で割り振ることとする。	最低積立基準額は各規約に基づいて計算されるものであり、左記に示すのは一般的な例である。 ただし、給付改善時の非継続基準の予定利率と基準日時点の予定利率の関係により必要に応じて調整(※)を行うこと。 (※)給付改善時の最低積立基準額の差額に｛(1+ｉ)/(1+j)｝^20を乗ずる等(但し、ｉ=給付改善時の非継続基準の予定利率、j=基準日時点の非継続基準の予定利率)		